

令和 2 年第 1 回岩泉町議会定例会  
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (2月25日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
保健福祉課長の発言	6
議案第 1 号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについて	6
議案第 2 号 岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について	13
議案第 3 号 岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例について	15
議案第 4 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第 5 号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第 6 号 岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について	20
議案第 7 号 岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	21
議案第 8 号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	22
議案第 9 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例	

	及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について……………	24
議案第10号	岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第11号	岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	30
議案第12号	岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について……………	31
議案第13号	岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について……………	32
議案第33号	権利の放棄について……………	34
議案第14号	令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）……………	37
	答弁の保留……………	43
	散会の宣告……………	75

第 2 号 （2月26日）

	出席委員……………	77
	欠席委員……………	77
	委員会に出席した事務職員……………	78
	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名……………	78
	委員会日程……………	79
	開議の宣告……………	81
議案第15号	令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	81
議案第16号	令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	86
議案第17号	令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	88
議案第18号	令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第4号）……………	94
議案第19号	令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第5号）……………	99
議案第20号	令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）……………	103
議案第21号	令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）……………	106

閉会の宣告.....	107
署名.....	109

令和 2 年第 1 回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第 1 号）						
招 集 年 月 日	令 和 2 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 2 年 2 月 2 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 2 年 2 月 2 5 日 午 後 3 時 0 8 分				
出席 及び 欠席 委員  出席 13 人 欠席 0 人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	12	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○			
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

正副委員長氏名	委 員 長	三田地 和 彦	副 委 員 長	畠 山 直 人
委員会に出席した事務職員	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三 上 訓 一	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	三 上 義 重		
そ の 他 の 関 係 職 員				
委 員 会 日 程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 条 例 補 正 予 算 等 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 1 号)

令 和 2 年 2 月 2 5 日 (火 曜 日) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

1. 開 会

2. 委 員 長 の 互 選

3. 委 員 長 の 挨拶

4. 副 委 員 長 の 互 選

5. 付 議 事 件

- (1) 議案第 1 号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについて
- (2) 議案第 2 号 岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第 3 号 岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第 4 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第 5 号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第 6 号 岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- (7) 議案第 7 号 岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- (8) 議案第 8 号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (9) 議案第 9 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について
- (10) 議案第 10 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例について

- (11) 議案第11号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- (12) 議案第12号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について
- (13) 議案第13号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (14) 議案第33号 権利の放棄について
- (15) 議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）

6. 散 会

---

◎開会の宣告

○年長委員（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

---

◎委員長の互選

○年長委員（三田地和彦君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、8番、三田地和彦委員を指名します。

〔委員長の交代〕

---

◎委員長の挨拶

○委員長（三田地和彦君） それでは、このような委員長指名もあるようでございますので、皆様には今日、明日の2日間、それぞれ条例12件、補正8件、その他2件ということで、22件の審査をお願いしたいと思いますので、会議進行等につきましてはよろしくご協力のほどお願いいたします。

では、座らせていただきます。

---

◎副委員長の互選

○委員長（三田地和彦君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、11 番、畠山直人委員を指名します。

---

◎保健福祉課長の発言

○委員長（三田地和彦君） ここで、審査に入る前に田鎖保健福祉課長から発言の申出がありますので、これを許します。

はい、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） おはようございます。それでは、新型コロナウイルス感染症対策につきまして発言させていただきます。

町では、新型コロナウイルス感染症対策のため、2月6日に新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催し、情報共有と対策本部の設置協議を行いました。その後、岩手県が2月18日に対策本部を設置したことを受け、翌19日午前9時に町の対策本部を設置したところであります。そして、翌日、20日午後4時30分に第1回目の対策本部会議を開催したところでございます。

これまでの町の取組といたしましては、情報収集と早期感染予防に努めることを重要視し、ホームページや町広報への掲載、さらには世帯配布チラシによって広く予防対策の周知を行っているところであります。

今後の取組につきましては、県の対策本部並びに宮古保健所と連携を図りながら、町民への情報提供等、予防対策に努めてまいりますので、ご理解を願います。

以上で発言を終わります。

---

◎議案第1号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについて

○委員長（三田地和彦君） これより審査に入ります。

議案第1号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

ここで、説明に入る前に政策推進課長から資料配付の申出がありますので、これを許します。資料配付をお願いします。

[資料配付]

○委員長（三田地和彦君） 資料配付が終了したようでございますので、説明をお願いいたします。

三浦政策推進課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 議案第1号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることにつきまして説明をいたします。

本町におきます総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、岩泉町未来づくりプラン基本構想を策定しようとするものであります。ご案内のとおり、基本構想は町の将来像や基本目標を掲げ、その達成に向けた基本的な方針を明らかにするもので、基本計画や実施計画の基礎となるものであります。

これまでまちづくり町民アンケートの実施や各地区での町政懇談会の開催、そして3回にわたります議会へのご協議を申し上げまして、先日町総合開発審議会によります諮問、答申を経ているものでございます。

計画期間は、令和2年度から8年度までの7年間でございます。

参考資料といたしまして、基本計画と実施計画を添付いたしております。また、さきの1月23日開催の3回目の全員協議会におきまして、議会へ最終のご協議を申し上げ、ご指摘、ご指導等々をいただき、修正等を行いまして、本日の最終案とさせていただきます。

それでは、担当より要点のみご説明を申し上げました後、ご審査をお願いいたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

佐藤室長です。

○委員長（三田地和彦君） 佐藤政策推進室長、どうぞ。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） それでは、ただいまお配りしました資料の説明をさせていただきますと思います。これまでご協議いただきました全員協議会、あるいは総合開発審議会等のご意見を踏まえまして、基本構想の主な変更箇所をご説明させていただきます。

まず1番目、基本構想、議案第1号の36ページ目の部分になりますが、第3章のまちづくりの理念と基本姿勢の2つ目の部分、変更前が「信頼できる行政組織づくり」としておりましたものを「未来を創り出す行政組織づくり」、こちらに名称を変更しております。

次に、基本構想の37ページ目になりますが、未来を創り出す行政組織づくりのうち、(2)、職員の意識改革と資質の向上の部分になります。こちらに「職員一人ひとりが組織の枠組みを越え

た改善意識を持ち、より効果的・戦略的な施策展開を図ることができる組織づくりを進めます」という方向性を追加しております。

次に、基本構想の38ページ目の部分になりますが、3つ目の多様な主体と行政の協働によるまちづくりの部分の(2)、みんなで考え一緒に取り組むまちづくりの推進という項目になります。こちらにまちづくりの主体となる部分としまして、「地域住民の参画による」という文言を追加させていただきます。

最後に、基本構想の39ページ目になりますが、基本目標の1つ目の生きがいの花の名称です。生きがいの花につきましては、保健、医療、福祉、あとは教育といった部分を位置づけておりますが、教育の視点という部分がこの見出しにちょっと不足しているのではないかというようなご意見を踏まえまして、「誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る「生きがいの花」ということで、名称を変更させていただいております。

主な変更箇所は以上になります。よろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨を申し出て、委員長の許可を経てから発言をするよう、またマイクを持って発言するようご協力をお願いいたします。

次に、委員の皆様申し上げます。説明者に対する質疑は、なるべく簡単明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番。

○委員（畠山和英君） 一般質問も地域創生絡みでやっておりますので、質問しづらいところもありますけれども、この計画は地方創生の計画も兼ねていると申しましょうか、一緒ですよと、今回併せてつくりましたという内容であります。

前回の町の地方創生版まち・ひと・しごと創生総合戦略は、簡単に言いますと柱が安定した雇用を創出と、そして岩泉町への新しいひとの流れをつくる、3つ目が若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4つ目が安心して活気あふれる地域づくりをするという4つの柱で組み立てて、今までやってきました。それで、今回の新しい総合計画では、この2つが兼ねているとい

うか、入っていますので、ちょっとそののところ分りにくいところがあって、確認の意味もありますが、そうしますと地方創生総合戦略の町の今度の目標、何を目標にしてこの地方創生を進めると、つまり人口減少に歯止めをかけるということか、まずその目標についてお願いします。

○委員長（三田地和彦君） 佐藤室長、答弁。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） お答えいたします。

総合戦略を兼ねる計画としておりますが、こちらにつきましては基本計画の重点プロジェクト、こちらを総合戦略として位置づけております。今回重点プロジェクトにつきましては6つございます。そのうち4つの部分は、第1期総合戦略の部分を引き継いでいる部分として、先ほど委員がおっしゃったとおり、結婚、出産、子育て、あるいは関係人口の拡大、産業の強化による働く環境の充実、そして持続する集落形成、こちらの4つが第1期の総合戦略から引き継がれる部分としてありますが、それに加えて、人口減少対策として住む場所、居住環境をまず重点として位置づけるべきではないかというような部分で、魅力ある居住環境の整備を1つ追加しております。そして、岩泉町の最優先課題としております台風災害の復旧、復興、こちらもやはり重点的に進めるべきではないかということで、今回重点プロジェクトの6つ、こちらにつきましては本町の第2期総合戦略の柱の部分ということで位置づけております。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ありがとうございます。そうしますと、まちづくり、今度の総合計画の重点プロジェクトで示しているこの6つが創生総合戦略でも柱として進めると。そうしますと、前回の4つの柱から今回新たに加わったのは、政策として加わったのはどれでしょうか。見れば分かるか。そうか、失礼しました。新たに関係人口の拡大と台風の災害復旧が入っております。それで、これを基本計画に上げてはおりますが、基本構想には、ビジョンには上げていません。この重点プロジェクトは、基本構想にも項目だけは上げるべきではないのかなとも思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地和彦君） 佐藤室長、答弁。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） こちらの重点プロジェクトにつきましては、これから前期、後期と進めていく部分として、地方創生の交付金等の部分もございまして、これはその都度社会情勢等を踏まえながら、やはり優先的に進めていく分として、例えば交付金事業を追加するとかそう

いった部分も今後考えられますので、基本構想には入れないで、基本計画の中でそういった部分を踏まえながら、必要に応じて変更して進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（三田地和彦君） 2番。

○委員（畠山和英君） 今度は別なところで、若干これ確認させてください。20、21ページの町財政の見通しです。ここで、令和4年度、令和8年度の基本計画の目標年次の財政の見通しということで上げております。今、令和元年度120億円ちょっとの中で、80億円弱の予算の見通しでこの総合計画を、町の今後の計画を進めるということです。ここで80億円は、これはもう総合計画でここに入れていますので、80億円でやると、もっとやりたいのも出てくるときもあると思うのです。岩泉町は自主財源とか少ないわけですので、財政脆弱ですので、何か事業をやるとすれば国、県、主に国のいろんな財源を導入してやると、プロジェクトなどをやる場合は出てくるというふうに思いますが、これが90億円あるいは100億円、90億円とかやりたい場合、これはそれの制約が出てくるのか。そうしたら、もし90億円までやる場合、ちょっと確認の意味もありますので質問しますが、90億円やりたい場合の変更するのか、それともこれは見通しだからこのままです、いずれ超えてもいいのかというのをご答弁ください。

○委員長（三田地和彦君） 佐藤室長、答弁。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） こちらの財政の見通しにつきましては、この基本構想の部分で、例えば経済の見通しもございますし、社会情勢という部分もあるのですが、やはり毎年そういった部分は変動があるものと考えております。財政の見通しにつきましても、事業実施等に伴い、変動が出てくると思いますが、今回は基本構想策定時点の見通しという位置づけで、考え方で載せております。したがって、毎年度PDCAなりローリングなりで実施事業は検討していくのですが、その中でももちろん補助金なり特定財源、あるいは起債等、そういった部分を踏まえて事業については予算編成していくということで、これに縛られる部分ではないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 議案の40ページについて若干お伺いしますが、今人生100年という時代に入って健康保健活動がなされているわけですが、これにも、基本計画にうたっているように、各種検診や予防接種など、より一層保健活動を進めるということをやっているのですが、今ま

で長年保健師なり保健推進員と一緒にやってきたわけですが、なかなか各種検診の受診率が50%以下で、ずっと低迷してきているわけ。実は、我々常任委員会で、受診率の高いということで有名な隣の岩手町に行政視察へ行ってきたのですが、その中で受診率を上げるためには、いわゆる検診料の無料化というのを実施しているそうです。年間約7,000万円ですか。岩泉町の場合は、そのぐらいかけてなくても、無料化にしても、恐らく2,000万円かそこらで済むのではないかと思うのですが、本当にこれからの受診率の向上、そしてまた予防検診を進める中で大事なことは、それぞれの検診の無料化をできればこれから実施計画の中で取り上げていってもらって、何とか受診率の向上につなげて、そしてこれにあるように生涯健康で終われるような、そういう町民の生活に何とかできないものかというものを痛感してきたわけです。

それで、説明者の話によりますと、やはり病気になってから検診を受けても意味がないとお医者さんは言われるそうです。まさにそのとおりなわけです。やっぱり予防検診、予防診断、そういうのを皆さんから受けてもらうような体制、これは保健師、あるいはまた推進員の方々も努力しているわけですが、なかなか受診率の成果が上がらないということを踏まえて、やはり何とかこの岩泉町でも検診の無料化に向けた、私はこれの実施計画の中でそういう方向に行ってもらえればいいかなと思うのですが、ご所見をお伺いします。

○委員長（三田地和彦君） 田鎖保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

受診率につきましてでございますけれども、台風、そしてその前には東日本大震災というふうなところで、受診率は確かに下がりました。ですが、その後、各関係者の協力によりまして、受診率のほうも回復傾向になっているのが実態でございます。今50%のところをちょっと今年、今最終的なところまで行っていませんので何とも言えませんけれども、そこまで回復しているやにこちらのほうは認識しているところでございます。

ただいまご質問のありました医療の受診の無料化ということにつきましては、今後検討させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 1点だけお伺いします。

私もPDC Aについては一般質問でお願いしたいと思っておりましたので、議案の46ページの一

番最後の一番下の段ということで、町民の所得というところがあります。当時、昭和45年からの総合開発計画のあたりでいきますと、全国の平均の80%が岩手県の平均収入で、岩手県の平均収入の80%が岩泉町というところからで、ですので全国の平均の64%が岩泉町の収入でございました。それが時を経たり、計画がうまく進んできて、現時点では全国のほうの約8割と、80%というところまで伸びてきているというところで、これは大きく木が育ち、それから花が咲くところに持っていくところだなと思って、良好な感じを受けているわけですが、そこでこの膨大な資料を得ながら策定をするに当たって、町民の所得が伸びてきたというところで、よって分析をしたことによる現在があつて、これを将来に向けたときに、なるほど、岩泉町はもうちょっと収入が、こういう見通しが見込まれるというふうなことを町民に伝えられるようなところがあれば、この所感をお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

○委員長（三田地和彦君） 佐藤室長、答弁。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） この所得の部分につきましては、基本構想、議案第1号の部分で、19ページに経済の見通しということで記載はしております。こちらの要因は、様々あると思うのですけれども、やはりこれまでの統計の実績からいけば、東日本大震災であったり、そういった復興の事業というのがやはり大きく響いているのかなというふうに感じております。

これから見通しとして、まだ復旧事業も続いていくという部分ではあるのですが、この所得向上につきましては、総合計画の中でも重点プロジェクト、働く環境、産業振興という部分で掲載しておりますので、復興特需が終わっても経済の部分が向上できるような取り組みというのは、今後様々実施計画等の中で検討していければというふう考えております。

○委員長（三田地和彦君） 12番。

○委員（三田地泰正君） 私もこの議案書の19ページですか、ちょっと違和感を覚えたのは、グラフが2つあるわけですが、何でこの市町村のグラフを使ったのかと。当町のものだけを掲げれば、私は非常に見やすいグラフではなかったかなというふうに思っているのですが、何でこの市町村の総生産額なり所得の分配というのを、町独自のものだけでなく、こういう市町村のものを使ったか。これを見たときに少し違和感がありました。どうですか。

○委員長（三田地和彦君） 佐藤室長、答弁。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） こちらは、ちょっと分かりづらかったかもしれませんが、市町村内総生産という文言の中で、こちらの表に使っているのは岩泉町分の部分ということで、こちら

は見通しということで載せております。全体ではなくて、あくまで岩泉町としての実績なり見通しということで記載しております。

○委員長（三田地和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第2号 岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例につ

いて

○委員長（三田地和彦君） それでは、議案第2号 岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第2号 岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、引用条例であります情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法と言われる法律の施行に伴いまして、所要の整備を図るものでございます。

それでは、最後のページの参考資料を御覧願います。別表第1（第2条関係）で、法令の名称並びに引用している条例を改正するものでございます。次の別表第2（第2条関係）も同様に引

用条例の名称並びに条文を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） ちょっと分からないのでお伺いしますが、今回のこの議案は、法律が利用から活用に文言は変わったと思うのですが、法律そのものも変わったのか、中身の文言だけが変わったのかお伺いします。

○委員長（三田地和彦君） 應家総務課長、答弁。

○総務課長（應家義政君） 今回の上位法の改正につきましては、ベースは変わっておりませんが、情報通信技術の便益を享受できる社会の実現ということで、情報通信関係のさらなる進展を図るための追加が多々あるということでございます。この上位法の部分につきましては、大きく3点ほどございまして、片仮名で申し訳ありませんが、デジタルファーストといたしまして、個々の手続サービスが一貫してデジタルで完結ができる。それから、2点目がワンスオンリーといたしまして、1度提出した情報は2度提出することを不要とする。3点目として、コネクテッド・ワンストップということで、民間サービスを含めまして複数の手続サービスをワンストップで実現をさせる。これをデジタルで推進していくということで、多々条文に追加項目がありまして、条ずれ等が行われましたので、今回引用している条文を改正するというものでございます。基本的には、引用している条文はデジタルでできますよという部分を引用してございますので、それを改正するものでございます。

○委員長（三田地和彦君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 私が引がかかるのは、現行は平成14年の法律で施行されたわけだ。今度のやつは、令和元年度の法律の第16号となっているわけ。その関係で、改正後はこの法律の次に平成14年とあるのを令和元年と改めなくてもいいのかというのを聞きたいのです。

○委員長（三田地和彦君） 應家総務課長、答弁。

○総務課長（應家義政君） この令和元年法律第16号というのは一部を改正する法律。この一部を改正する法律は、いろんな法律を一気にといたしますか、一回に改正をするものでございますので、

改正する法律自体が令和元年の法律第 16 号ということで、もろもろのいろんな法律は前のおりということになります。

○委員長（三田地和彦君） よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第 2 号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第 3 号 岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地和彦君） 議案第 3 号 岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第 3 号 岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、安家支所、複合施設で現在整備をしてございます安家支所の位置を変更するために、この条例を制定しようとするものでございます。

最後のページの参考資料を御覧願います。安家支所の位置を岩泉町安家字日蔭 50 番地 3 から日蔭 66 番地に変更しようとするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定めるとさせていただきます。

規則に委任をさせていただきますのは、現在工事を進めてございますけれども、今進捗

が若干遅れてございまして、いつの時点になるのか、まだ決定をしてございませんので、規則のほうに委任をさせていただきまして、できるだけ早い時期に完成を見たいと考えてございます。

ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第4号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地和彦君） 議案第4号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 議案第4号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、特別職非常勤職員の要件が見直されたことに伴いまして、改正をしようとするものでございます。

最後のページの参考資料を御覧願います。別表第1（第3条関係）の一部改正になります。こ

ちらは、地方公務員法の一部改正に伴いまして、別表内の職名欄に地方公務員法第3条第3項第3号に該当する非常勤職員の項目を追加するものでございます。新地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる職につきましては、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者の職とされてございまして、専門的な知識、経験等を有するものでございます。

本町におきましては、産業医、それから学校医等が該当をするものでございます。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行をするとさせていただいております。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 第3号に該当する非常勤職員の数はどれぐらいで、予算的にはどれぐらいの措置を考えているのかお願いします。

○総務課長（應家義政君） 戸来室長。

○委員長（三田地和彦君） 戸来秘書人事室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） お答えいたします。

学校医、学校薬剤師等も含まれるのですけれども、申し訳ございません、今手元に資料がございませんので、学校医、学校薬剤師、学校の数よりは多少少ない人数か、または同じぐらいの人数と思われます。産業医については、1人になっております。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） あとは、もう一つなかったですか。

〔「予算」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 予算のほう。

戸来秘書人事室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） 申し訳ございません。予算についても各課それぞれで把握している分です、掌握しておりませんでした。

○委員長（三田地和彦君） どうですか。後で求めますか、それとも……。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） これは、人数も、それから予算的なものも総括をして、今の人事のところ

に集まるということになれば、後でお答えすることは可能ですか、それとも……どうでしょうか。

○委員長（三田地和彦君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 各課分かれておりますので、統括しまして、追ってご報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 本条例で、今回は特別職の非常勤職員の改正ということですが、この条例には特別職として町長から今挙げられている職、いっぱいあるわけですが、会計年度任用職員にこの条例から移る職と申しましょうか、ものはありますでしょうか、これのほかに。

○総務課長（應家義政君） 西間主査。

○委員長（三田地和彦君） 西間主査、どうぞ。

○秘書人事室主査（西間太輝君） お答えいたします。

今回の条例改正で、特別職の非常勤職員から会計年度任用職員に移る職はございませんが、9月に条例改正でお認めいただいた中で、表の中から交通指導員であったり、それから行政連絡員、それから保健推進員、それから嘱託徴収員、こちらの項目については9月の条例で表から削除することでお認めいただいております。こちらにつきましては、会計年度任用職員に必ずしも移行するものではございませんが、特別職の非常勤職員には該当しないというふうな指導がございましたので、削除しております。

以上でございます。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第5号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地和彦君） 議案第5号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 議案第5号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回のこの条例につきましては、月額給与または報酬を受給する会計年度任用職員の時間外勤務等に係る勤務1時間当たりの給与額及び報酬額の算出方法について、常勤職員と同様の取り扱いとするよう改めるものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧願います。第11条及び第19条につきましては、現在の規定を一般職の職員の給与に関する条例第17条に準じた規定に改めまして、勤務時間1時間当たりの給与額、報酬額の算出方法について、常勤職員との整合性を図るものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第6号 岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例  
の一部を改正する条例について

○委員長（三田地和彦君） 議案第6号 岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 議案第6号 岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方公営企業法の適用を受ける水道事業を設置することに伴いまして、所要の整備を図るものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧願います。現行の第2条では、長期継続契約を締結することができる契約を規定しております。また、第1号から第3号までの各号で契約の種類を定めておりまして、第1号は物品の賃貸借に伴う契約、第2号はソフトウェアの使用承諾契約、第3号は庁舎その他町の施設の維持管理業務の委託契約としてございます。今回の改正では、水道事業においても本条例を適用させる必要があることから、改正後の第2条第1号から第3号において規則等への委任の規定を新たに設けてございます。改正後の第2条各号の下線部分が追加する規定でございまして、「規則又は地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程で定めるもの」という規定を加えるものでございます。

次に、第4条についてでございますけれども、第4条中「規則」を「規則等」に改めるものでございます。

最後に、施行日でございますけれども、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） この条例でいう長期継続契約というのは、何年ぐらいを想定されているのかお伺いします。

○委員長（三田地和彦君） 應家総務課長、答弁。

○総務課長（應家義政君） 基本的には5年程度でございます。

○委員長（三田地和彦君） よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第7号 岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地和彦君） 議案第7号 岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中川会計管理者兼税務出納課長、お願いします。

○会計管理者兼税務出納課長（中川英之君） それでは、岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正は、引用している行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、整合性を保持するために行うもので、引用している法律の題名、略称を改めるものと、条の繰下げに伴う改正を行う内容となります。

それでは、3枚目の新旧対照表を御覧ください。第6条第2項につきましては、法律名の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、略称の「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、引用している「第3条第1項」を「第6条第1項」にそれぞれ改めるものであります。第10条につきましても、同様に略称及び条の繰下げについて改めるものであります。

1枚お戻りいただきます。条例案を御覧ください。改正法は令和元年12月16日に施行されておりますが、今回の条例改正の内容が整合性を保持するためのものであり、遡及する必要がないことから、附則に記載のとおり、公布の日からの施行とするものであります。

以上が今回の改正の内容となります。ご審査のほどよろしくお願ひします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第8号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例について

○委員長（三田地和彦君） 議案第8号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 議案第8号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、現在進めております安家複合施設の中に安家地区総合交流センターを設置しまして、以前の安家生活改善センターを廃止するためにこの条例を改正するものでございます。

最後のページの参考資料を御覧願います。現行の「安家生活改善センター」を削りまして、新たに一番下に「安家地区総合交流センター」、位置が岩泉町安家字日蔭 66 番地、対象区域が安家地区全域と追加するものでございます。

お戻りいただきまして、附則でございますけれども、この条例は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとさせていただきます。これも先ほど同様に、工事の進捗を見ながら、規則に委任をして公布の日を定めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありますか。

9番、どうぞ。

○委員（菊地弘巳君） 今説明がありましたが、複合施設によって、なくなるということなようですが、今まで使っていた改善センターの、多分河川改修には当たらないような気がするのですが、これからの使用というか、目的というか、何にこれ使っていくのか、それについてお聞きします。

○委員長（三田地和彦君） 應家総務課長、答弁。

○総務課長（應家義政君） 現在の生活改善センターにつきましては、河川改修には当たらない状況でございますけれども、複合施設にしたことによって活用が図られるということで、今回一緒にしたものでございます。

現在の生活改善センターにつきましては、借地でございます、今回不要になりますので、基本は取壊しをして、土地をお返すという方向で協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 別紙で、第2条の表中で、大川も安家も総合交流センターです。この際、有芸の生活改善センターも総合交流センターということで名称を統一するというお考えはなかつ

たかどうか、お願いします。

○委員長（三田地和彦君） 應家総務課長、答弁。

○総務課長（應家義政君） 委員ご提案の案もございましたが、基本、生活改善センターと、それから基幹集落センターという名称もございます。これは、以前そういった補助メニューで建築をしましたので、そのままにしてございます。大川の総合交流センター、それから安家の総合交流センターにつきましては、新たに設置をしたことから名称を変更してございますけれども、状況によっては全て変えるというのも一つの案でございますけれども、現段階であえてそこまで踏み込んだらいいのかどうかというのは若干検討の余地もあるのかなど。慣れ親しんだ名称でもございますので、このままでもいいのではないかなという結論といたしますか、個人的な考えでございますけれども、今後必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

---

◎議案第9号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付  
条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する  
条例について

○委員長（三田地和彦君） 議案第9号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といた

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 議案第9号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

町では、医療費助成事業として、医療機関における医療費窓口負担分について、現在は小学校卒業までを現物給付化し、中学校卒業までは一旦医療機関の窓口で支払いをして町へ申請する、いわゆる償還払いにより給付してございます。本日提案いたしますこの条例改正は、現物給付の対象を中学校卒業まで拡大しようとするものでございます。

新旧対照表を御覧になっていただきたいと思います。新旧対照表の1ページ目でございますが、これは乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者の給付条例の改正についてでございます。2ページ目は、独り親家庭の給付条例の改正となっております。両改正条文とも、第1項は16歳以上の重度障害者または16歳以上の子を持つ独り親家庭は、引き続きいわゆる償還払いであること、第2項は医療機関は受給者から徴収しなかった現物給付分を町に請求すること、第3項では受給者が窓口負担金相当額を医療機関窓口で支払ってしまった場合でも申請により給付されることを記載してございます。

改正文にお戻りになっていただきたいと思います。改正附則でございます。施行日は、今年8月1日からとし、経過措置と準備期間といたしまして、7月末以前の医療機関実施分は従来どおりの手続となること、あと準備的な医療費受給者証等は8月1日以前に事務が行われることとなりますので、そのことができるよう規定しているものでございます。

ご審議方よろしく申し上げます。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） 1つお伺いします。

これによる対象者数と予算はどのぐらいあるかお伺いします。

○町民課長（三上久人君） 佐々木総括室長。

○委員長（三田地和彦君） 総括室長、答弁。

○町民課総括室長（佐々木 章君） お答えいたします。

対象者数は184人、これによる医療費の増見込みは約150万円程度と試算しております。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そうすると、3歳の年齢間を引き上げて150万円程度ということで、検討をするときに中学校まで、いや、高校までと、高校までこれを引き延ばそう、引き上げようというふうなことの検討の内容はなかったかどうか。100万円にならないと思うのですが、それ前後で、高校まで医療の現物給付が図られれば、町民にとっても対応がよろしいのではないかと思います。お伺いします。

○委員長（三田地和彦君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 高校までということでございますけれども、このことについては一般質問のほうでも提案してありますので、その部分で回答というか、答弁があると思いますので、よろしく願いいたします。

あと総括室長から。

○委員長（三田地和彦君） 総括室長、答弁。

○町民課総括室長（佐々木 章君） 先ほどの答弁を訂正させていただきます。すみません。これによる増見込みは、約30万円でございます。大変失礼しました。30万円の増見込みということで、よろしく願いいたします。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

---

◎議案第10号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地和彦君） 議案第10号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、議案第10号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るため、一部改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、昨年10月から始まりました幼児教育・保育の無償化により、今まで給付の対象とならなかった特定子ども・子育て支援施設等について、無償化の該当要件を満たし、かつ無償化対象者がその施設を利用した場合の費用が無償となる規定が新設されました。これに伴い、特定子ども・子育て支援施設等についての運営基準の規定を追加するものであり、当町においては各こども園に併設されております子育て支援センターの一時保育が該当となるものであります。また、特定教育・保育施設における食事の提供に要する費用の取扱いが変更されたことや、「支給認定」の文言を「教育・保育給付認定」に整理するものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧願います。初めに、題名につきまして、「特定子ども・子育て支援施設等」を追加するものであります。

次に、目次につきまして、「特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を追加したことにより、章を新設するものでございます。

2ページ目をお開き願います。第2条から8ページ目の第13条第3項までは、文言の整理や、閉園となりました幼稚園の規定を削除するものであります。

第13条第4項は、無償化に伴いまして食事の提供に要する費用の取扱いを変更するものであり

ます。これまで国の基準では、保育認定の3歳以上の子供の副食費については保育料の中に含まれておりましたが、無償化により徴収できる費用となりました。また、副食費の免除として、国で低所得者層と言われておりますおよそ年収360万円未満世帯の子供や国基準の第3子以降の子供について免除規定を追加するものでございます。

次に、10ページ目をお開き願います。第13条第5項から27ページ目の第50条は、文言整理や、閉園となりました幼稚園の項目を削除するものでございます。

次に、28ページ目をお開き願います。第51条から34ページの第61条までは、無償化により特定子ども・子育て支援施設等の運営基準を第1章の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の規定に倣い、追加するものであります。

附則第2条は文言を整理するもので、次のページ、第3条は経過措置規定を削除するものであります。

次に、36ページ目をお開き願います。第5条は、特定地域型保育事業者中「特例保育所型事業所内保育事業者」を除く規定を追加し、連携施設の確保を不要とする経過措置の期限を5年から10年に延長したものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、国の経過措置といたしまして、当該府令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、当該府令による改正後の新基準に従い、市町村の条例改正が制定されるまでの間は新基準を市町村の条例で定める基準とみなすものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第10号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 文言で特定教育という部分と特定地域型というのがありますが、岩泉町でいけば幼稚園のようなところ、またはこども園とかという、端的に分かりやすいのか、そこら辺のところの区分けをお願いいたします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 相沢主査。

○委員長（三田地和彦君） 相沢主査、答弁。

○社会福祉室主査（相沢光栄君） お答えいたします。

特定教育・保育というのは、岩泉町でいいますと認定こども園の教育・保育になります。それから、地域型保育というのは家庭的保育、例えば3人未満のおうちみたいな、僻地のほうです。ような保育とか、あとは小規模保育です。岩泉町でいうと、この地域型保育事業というのは現在はない状態です。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） それから、28ページに第3款で特例地域型というのと、その下に括弧で特別利用地域型という、特例と特別というのを使い分けしているというのは何か理由がありますか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 相沢主査。

○委員長（三田地和彦君） 相沢主査、どうぞ。

○社会福祉室主査（相沢光栄君） 特別保育型というのは、先ほど申し上げ……大変失礼いたしました。特別利用地域型保育事業といいますのは、現在の認定こども園に該当いたします。

それから、特例地域型保育事業というのは、岩泉町では該当はないのですけれども、例えば保育認定を受けた子供がほかの幼稚園の午後の預かり保育を使った場合とか、そういったことが想定されます。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 11 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地和彦君） 議案第 11 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、議案第 11 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及  
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施  
行に伴い、所要の整備を図るものであります。

それでは、新旧対照表を御覧になっていただきたいと思います。第 11 条第 3 項について、放課  
後児童支援員の設置要件等を定めたものでありまして、保育士等の資格がある者で、かつ都道府  
県知事が行う研修を修了した者となっております。今回の改正では、研修需要に適切に対応でき  
るよう、指定都市の長が行う研修も該当となるよう追加するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 11 号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第 11 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第12号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地和彦君） 議案第12号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、議案第12号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、岩泉町安家診療所が安家地区複合施設に移転することに伴い、その位置を変更するため改正するものであります。

それでは、新旧対照表を御覧になっていただきたいと思えます。第2条についてですが、表中に定められた岩泉町安家診療所の位置を「岩泉町安家字松林120番地2」から「岩泉町安家字日蔭66番地」に改めるものでございます。

附則としまして、改正条例の施行日は安家地区複合施設が現在整備中のため、供用開始日が未定でありますことから、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

なお、改正条例の施行日については、安家支所等と供用開始日が同一日となるため、岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例及び基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例と同様の取扱いとしているものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第12号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） この説明の中で、開所日が未定と。先ほども安家支所、複合施設も未定ということですので、鋭意工事完成を早めるようにということにはなっていますが、今2月の末になります。ですので、今現在で5月中の完成が見込まれるとか、7月まで延びるとかというのが分かっているかと思うのですが、その点についてはどういうふうにとらえているかお願いします。

○総務課長（應家義政君） 石黒室長。

○委員長（三田地和彦君） 総務課、石黒室長、答弁。

○総務文書室長（石黒保幸君） お答えします。

今現在の見込みですが、建築、それから電気設備、機械設備、3種に分けて進めております。建築のうちの造成を残す部分は、3月末までに完成見込みであります。やはり外構部分に若干遅れが出ておまして、これが4月いっぱいであればいいなと思っております。ですので、7月までは工期が延びる見込みではありません。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

---

◎議案第13号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共  
共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地和彦君） 議案第13号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 議案第13号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法

等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

道路法施行令がこのたび令和元年9月27日付で改正されまして、令和2年4月1日から国道の占用料の金額が見直されます。それに伴いまして、岩手県におきましても県内の地価の実態を反映させた占用料として、令和2年4月1日から同様に金額が見直されることとなっております。このことから、これまでも町では岩手県の占用料に準じてきておりまして、今回も同様に占用料の額の見直しを行うものであります。

それでは、参考資料の1ページ、新旧対照表を御覧ください。今回の一部改正につきましては、料金の見直しとなります。基本的には引上げの改正となっております。例えば新旧対照表1ページになりますが、1行目の占用物件で、法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱の場合、1本につき1年310円の占用料が、右側改正後では470円となります。以下、6ページまで表のとおり占用料を改正するものでございます。

あわせて、6ページから11ページまでが道路法等の適用を受けない公共用財産に係る新旧対照表となりますが、道路占用料と同様の改正をするものです。なお、道路法の適用を受けない公共用財産とは、いわゆる赤線、青線と言われるものとなります。

この条例につきましては、令和2年4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

では、席替えをお願いします。

---

◎議案第 33 号 権利の放棄について

○委員長（三田地和彦君） 議案第 33 号 権利の放棄についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、議案第 33 号 権利の放棄についてご説明をいたします。

本件につきましては、去る 2 月 13 日、全員協議会におきましてもご説明した内容となっております。

まず、放棄する権利の内容でございますけれども、菌床シイタケ生産振興施設及び同用地に係る平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの貸付料に係る債権でございます。

放棄する金額でございますが、879 万 1,756 円となっております。その金額の内訳につきましては、別添の参考資料のほうになってございます。内容につきましては、土地、建物でございます。安家工場、一ツ苗代工場、落合工場及び旧小川校体育館の菌床製造施設、あとは落合にございます集出荷センター及び設備になります。あとは、門の培養工場のハウスとなっております。総額 879 万 1,756 円となっております。

お戻りいただきたいのですが、債務者になります。株式会社岩泉きのご産業となります。

放棄する理由でございますけれども、町民の雇用を創出してきた岩泉きのご産業の経営改善の取組を支援するため、同社に貸し付けている施設及び同用地の債権を放棄しようとするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 33 号について質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 全員協議会でも説明を受けておりますので、このことについては異論はないし、例えば前回提案いただいたように複数年でこれからも本当に考えていかないと、なか

なか大変なことになるのではないかなと思うのですが、そこについては、複数年についてはまだ検討段階なのでしょうか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の内容につきましては、現在検討段階でございます。ご意見として承って、今後の経営を考えながら判断してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（三田地和彦君） 5番。

○委員（三田地久志君） これとはまた別なのですが、いわゆる第三セクターで賃借料が発生しているのが、ほかに総合観光があると。その中で、10年経過したのだらうなど。新たにまた賃借料が発生するだろうと思われるのですが、復興特需で何とか今までは黒字を計上してきたけれども、いわゆるコロナウイルスだったり、今年度というか、元年度においてはこの間の資料で赤字になりそうだと。また、前のように800万円、900万円というような賃借料が発生してくると、また大きく赤字が増えていくだろうということが想定されます。その中で、産業育成だったりということを見ると、ここでちょっと我慢してもらって、経営改善のための計画をつくらせて、きちんとした方向に持っていくということが、ただただ賃借料をもらうというだけではなくて、そういう見地で、見解で行政が関わっていくことが必要なのではないかなと思うのですけれども、そこについては、ちょっと外れましたが、担当課のほうでは賃借料という意味ではどういうふうにご検討しているのか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（三田地和彦君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、ご質問がありました総合観光の関係についてお話をさせていただきます。

委員ご承知のとおり、岩泉総合観光におきましては、平成22年でしょうか、その際に議会のほうからの議決等も頂きまして、10年にわたる再建計画をお認めいただいて現在に至っているということになっております。

最近の状況といたしましては、経営改善の取組が多分実を結んだものと思いますけれども、ここ8年では黒字を一応計上していただいているということで、非常に頑張らせていただいているというふうに考えております。

あと建物賃借料、財産の関係につきましては、10年間の間、前半の5年については会社のほう

の経営に配慮して全額免除、その後については一定部分上がりながら、今年度について計算どおり 100%ということで金額がはじかれております。今年の経営につきましては、いろいろありまして、ちょっと苦しい部分もあるというふうには伺っておりましたけれども、こちらのほうとは定期的な会議の場も設けておりまして、意見交換をしながら取り組んでいるというのが現状となっております。

あと今後、先につきましては、ちょうど見直しの時期ではございますけれども、今年の経営状況等を見ながら、また会社のほうと相談をしていきたいと思っておりますが、いずれ町にとりまして第三セクター、町民の皆さんの働く場の確保というのは非常に大事なことで認識をしておりますので、それが引き続き行われるように私たちも全力で取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（三田地和彦君） 5番、どうぞ。

○委員（三田地久志君） きのご産業にしても、総合観光にしても、なかなか経営が大変に、これからまだいくのだらうと思うので、この辺についても同じように、それぞれ担当課は違うのだけれども、どうしていくかというところは、何らかのプロジェクトを立ち上げていただいて、三セクの経営改善に向けた、担当課だけで本当にいいのか、それとも新たなチームをつくって経営改善計画をしていくのがいいのかということも含めて、ぜひ検討していただきたいというふうなお願いをして終わります。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 今の質問に関連するわけですが、権利の放棄というのが先ほどの議案で出された長期継続契約というふうな事項に該当するのかどうかというのはいかがですか。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 該当しないものと思っております。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そこでですが、先ほど5年ぐらいい見込んで長期契約ができるということだったのでお伺いしましたが、というのは資金計画を立てるにしても何にしても、毎年の部分の場合と、それから賃借料を3年なり5年間なりに、こういうふうな権利の放棄も認められた中で経営改善が図られるとなると、会社としてもちょっと動きが見られるのかなと思ったものから質問しました。今のご答弁で単年度だということなので、それについては終わります。

○委員長（三田地和彦君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 110人以上の町民を雇用している第三セクターではありますが、この会社の存続によって、地方交付税の積算に対して、例えばこれがなくなった場合ということを想定した場合、地方交付税にどのぐらいの影響があるものかというのは、計算は簡単にはできませんか。

○委員長（三田地和彦君） 應家総務課長、答弁。

○総務課長（應家義政君） 地方交付税の計算が複雑怪奇といいますか、細部にわたっておりまして、単純には計算ができません。ただ、もしこの110人の雇用がなくなって人口が減少したと想定しますと、大体1人当たり20万円いくか、いかないかぐらいの人口換算もございますので、大きな影響はあるのかなと考えております。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第33号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）

○委員長（三田地和彦君） 議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、最終の補正予算でありますことから、歳入歳出とも各事業の執行

精査、それから職員給与等の最終整理を行ってございます。また、台風第19号災害に関わる復旧事業、そして国の補正予算に対応した事業など、緊急的な予算措置を中心に編成をさせていただいたところでございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明を申し上げます。24ページをお開き願います。2款1項6目の8節の報償費、それから次ページの2款1項6目の企画費の19節の地域おこし協力隊活動費補助金、それぞれ減額をさせていただいてございます。これは、当初20名の隊員を目標として取り組んでまいりましたけれども、現時点で6名の隊員の方々に活動いただいております、本年度の所要額を見込み、減額するものでございます。

次に、26ページをお開き願います。2款1項10目諸費、19節に三陸鉄道災害復旧事業負担金2,444万7,000円を計上してございます。これは、台風第19号災害からの三陸鉄道の復旧経費について、沿線市町村が人口、駅数等での案分により負担するものでございます。

なお、事業費の確定は令和2年度になりますことから、繰越事業として実施をお願いするものでございます。

次に、33ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費、19節の被災者住宅再建支援事業補助金と被災者定住化住宅建設資金利子補助金をそれぞれ減額してございます。これは、住宅の再建時期が年度内となる世帯につきましては令和元年度予算で対応させていただきまして、完成が翌年度になられる世帯の方々につきましては令和2年度の予算で対応をさせていただくことになるため、減額補正となったものでございます。

同じページの2項社会福祉施設費でございますけれども、15節で大川地区総合交流センター喫煙所設置工事が皆減となっております。今回の補正予算では、大川地区総合交流センターのほかに、後で出てきますけれども、各生活改善センター等、または小本津波防災センターの予算での喫煙所設置工事を皆減とさせていただいてございます。これは、当初、受動喫煙防止の義務化を受けまして、各施設に喫煙ブースの設置を検討したところでございましたけれども、その後厚労省の省令で特定屋外喫煙場所の要件が示されまして、建物の裏など施設の利用者が通常立ち入らない場所に喫煙場所を設けるなどの要件を満たせば、必ずしも喫煙ブースの設置は必要ないという見解が示されました。これを受けまして、各施設での喫煙所等を検討した結果、喫煙ブースを設置しない形で喫煙場所を設けたことによる皆減でございます。この予算につきましては、全て一般財源ということで今回減額をさせていただいたものでございます。

続きまして、37 ページから 38 ページになります。4 款 1 項 6 目環境衛生費、28 節に簡易水道特別会計繰出金 2 億 4,211 万 2,000 円を計上させていただいております。この中で、38 ページの上段となりますが、基金積立分としまして 2 億 4,300 万円を計上してございます。これは、令和 2 年 4 月からの水道事業の公営企業化を控えまして、経営基盤を強化するため、一般会計からの補填を行うものでございます。

次に、48 ページをお開き願います。9 款 2 項 2 目教育振興費と 9 款 3 項 2 目教育振興費、それぞれ 15 節に小学校並びに中学校の校内通信ネットワーク整備工事を計上してございます。これは、国の補正予算の財源を活用しまして、繰越事業で実施をするものでございます。内容につきましては、新規事業等概要の資料によりまして、後ほど担当課のほうから説明をいたさせます。

以上で歳出を終わらせていただきまして、次に歳入の主なものについて説明をいたします。12 ページをお開き願います。12 ページの上から 2 段目でございます。7 款に新たに 2 項環境性能割交付金を設けてございます。これは、今年度の税制改正によりまして、10 月から自動車税に環境性能割が導入されたことに伴いまして創設されたものとなります。

14 ページをお願いいたします。14 ページの一番下でございます。13 款 2 項国庫補助金、8 目に東日本大震災復興交付金としまして 2,391 万 6,000 円を計上してございます。これは、震災に伴う災害公営住宅の入居者の家賃低減化事業等に対する復興交付金を見込んでいるものでございます。

次に、下ですね、15 ページでございます。15 ページ、14 款 2 項 1 目総務費県補助金、1 節の総務費補助金になります。クリーンエネルギー導入支援事業として 2,096 万 9,000 円を追加してございます。これは、安家地区複合施設整備事業における電気設備工事に対する岩手県企業局からの補助金を見込んでいるものでございます。

19 ページをお願いいたします。19 款 3 項 1 目貸付金元利収入に岩泉ホールディングス株式会社貸付金返還金 1 億 2,799 万 5,000 円を追加してございます。この貸付金につきましては、以前に岩泉乳業株式会社に対して貸付けしていたものを岩泉ホールディングス株式会社が継承したものでございます。このたび後年度分の償還金の全額につきまして繰上償還があったことから、今回予算計上をするものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、7 ページをお開き願います。第 2 表、繰越明許費でございます。今回の繰越明許費につ

きましては、合計で14事業、総額7億5,602万4,000円の繰越しをお願いいたしますのでございます。

次のページ、8ページを御覧願います。第3表でございます。債務負担行為補正です。青年就農給付金における限度額を1,425万円に変更するものでございます。

下の第4表でございます。地方債補正でございます。6つの起債の種別につきまして補正をしてございまして、補正後の限度額の総額を14億3,290万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

22ページをお開きください。歳出に入ります。1款議会費、1項議会費、1目議会費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 次に進みます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 次に進みます。3目財産管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 4目会計管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 5目財産管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 6目企画費、ありませんか。

9番、どうぞ。

○委員（菊地弘巳君） 町地域づくり支援協議会についてちょっとお伺いしますが、今の現状はど

のようになっていますか。

○政策推進課長（三浦英二君） 山崎室長。

○委員長（三田地和彦君） 政策推進課、山崎室長、どうぞ。

○地方創生対策室長（山崎正道君） 現在の地域づくり支援協議会でございますけれども、現在3名の方が活動してくださっております。うち2名が森林コンダクターということで、森林関係のほうで活動してくださっておりまして、もう一方が炭鉱ホルモン鍋発掘隊と、あとは地域づくり支援協議会の総務関係のお仕事をやってくださっているといった活動内容になっております。こちらにつきましては、震災復興の特別交付税の関係のほうで行っておりますので、来年度まで延長して実施していきたいということで、当初予算のほうでもお願いしておる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（三田地和彦君） 9番、どうぞ。

○委員（菊地弘巳君） ありがとうございます。これすごく期待した事業であったと思っていました。それで、日本全国からいろんな方々が来ていただいて、岩泉のために頑張ってもらって、いつか報告会というか、説明会等も受けた覚えがあります。その人たち今3名ということで、ちょっと残念ですが、あとき説明というか、懇談会やったとき、岩泉に住みたいというような意見もあったように聞いていましたが、そういう方は今おりますでしょうか。

○委員長（三田地和彦君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） かつてはといいますか、20名近くの隊員の皆様がいらっしやいまして、まさに町のためにいろいろ地域振興、ブランド化等々に携わってきていただいております。今は、今年度3人ということになっておりましたけれども、中には体調を崩されて、やむなくという方もいらっしやいますし、あるいはご結婚をなされまして、そのまま町内に入られて、ご出産をされて、やむなくという方もいらっしやいますし、あるいは岩泉町に残って自分たちで組織を立ち上げて活動をされているという方々もおありまして、正直なところ町内に残っていた方というのは二、三名のごく少数の方でありますけれども、そのほかの方々につきましては転出をされている方々が若干多めなのかなというふうに思っております。

○委員長（三田地和彦君） 9番、どうぞ。

○委員（菊地弘巳君） 来年までということのようですが、こういう方々が地域おこし協力隊に今年度移るとか、そういうようなことは可能なのでしょうか。

○委員長（三田地和彦君） 山崎室長、どうぞ。

○地方創生対策室長（山崎正道君） お答えいたします。

こちらにつきましては、皆さん、住所を岩泉に持ってきていただいているので、地域おこし協力隊活動はできないということになってしまいます。どうしても地域おこし協力隊の一番の要件が住所要件、都市部、都会からの転入ということになっておりますので、もしお勤めいただくのであれば、一回お帰りになっていただいて、それからもう一回お越しいただくということになるかと思います。

以上でございます。

○委員長（三田地和彦君） 13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 関連ですが、そうすると今年1年が経過した後に、見込みとしてはこのお三方はどうなるのでしょうか。

○委員長（三田地和彦君） 山崎室長、どうぞ。

○地方創生対策室長（山崎正道君） 現在のところ、我々のところで報告を頂いておりますところでは、2人は確実に勤めいただけるのですが、お一人の方がちょっとまだ揺れ動いておるといところで、今もう一年、どうにか協力してもらえないかということでお話をしているところでございます。

○委員長（三田地和彦君） 13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 残る場合の身分はどのようになるのでしょうか。

○委員長（三田地和彦君） 山崎室長、答弁。

○地方創生対策室長（山崎正道君） 残る場合も、今まで同様、復興支援員ということでお残りいただく形になります。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 一番上の報償費で総合戦略効果検証委員ということで、検証をすることにはなっていますが、皆減になっています。これについての説明をお願いします。

○政策推進課長（三浦英二君） 山崎室長。

○委員長（三田地和彦君） 山崎室長、答弁。

○地方創生対策室長（山崎正道君） こちらにつきましてでございますけれども、総合戦略のほう

を策定するに当たりまして、昨年度の当初予算編成時にはまだ新しい総合計画の中に組み込むというのには完全に決まっておらなかったものですから、こちらの総合戦略効果検証委員会の報償費のほうも取って予算計上しておったところでもございましたけれども、今回総合戦略を総合計画の中に入れて進行管理するというところでもございまして、今回の総合戦略につきましては総合計画とともに総合開発審議会のほうに諮って、進捗状況のほうも確認をしてもらって進めましたので、今回皆減にしたものでございます。

なお、効果検証委員会の皆様の任期につきましても昨年度末で終わっていたところでもございましたので、更新を行わずに総合開発審議会のほうで進めるということで行ったところによるものでございます。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） それでは、7目に入ります。支所費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後 零時00分）

---

再開（午後 1時30分）

○委員長（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

---

◎答弁の保留

○委員長（三田地和彦君） 午前中の会議で7番委員より質問がありました答弁保留に対しまして、應家総務課長より答弁させます。

どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 午前、7番、坂本委員の答弁保留がございましたので、この場をお借りしまして答弁をさせていただきます。

学校医等につきましては14人、令和2年度予算において14人で、予算額が323万6,000円を予定してございます。また、3号の業種で統計調査員もここに入りまして、統計調査費は102人で686万7,000円、これは来年度国勢調査がございまして、大きな金額となっております。

計で116人、1,010万3,000円を予算措置しているところでございます。

以上でございます。

---

○委員長（三田地和彦君） それでは、これより議事に入ります。

26ページをお開きください。10目諸費、ありませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 工事請負費で防犯灯が大幅に減額になっておりますが、これについての説明をお願いします。

○委員長（三田地和彦君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 防犯灯でございますけれども、この防犯灯は電柱とか、それから電話柱に共架をしてございます。これは河川の近くにごさいます、まだ河川改修が進まないことから、当初は予定をして、事業進捗に伴ってすぐに対応できるような形で予算措置をお願いしたところでございますけれども、工事の進捗が遅れてございまして、今回落とさせていただくというような実態でございます。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そうしたときに、結構な台数かと思いますが、防犯灯は暗かったり、それこそ防犯のためについていると思いますが、この分が延びたことによっても通行なり防犯なりに支障がないと受け止めているのか、それとも代替にこういう明かりをどこからか享受できているということなのかはどうでしょうか。

○総務課長（應家義政君） 石黒室長。

○委員長（三田地和彦君） 石黒室長、答弁。

○総務文書室長（石黒保幸君） お答えします。

今現在撤去はされておらず、移転予定ということで設置されたままになっておりますので、防犯上は支障がないものと理解しています。

○委員長（三田地和彦君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 19節の三陸鉄道の復旧事業に係る総事業費と、それに対する本町の負担比率をお示しください。

○政策推進課長（三浦英二君） 佐藤室長。

○委員長（三田地和彦君） 政策推進課長、佐藤室長、答弁。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） こちらの三陸鉄道の災害復旧事業負担金ですが、全体の総事業費は19億9,000万円となっております。災害復旧事業費ですね。こちらの負担率ですけれども、沿線市町村の人口であったり、駅数であったりというような案分によりまして、岩泉町の負担率はこのうちの4.9%となっております。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、11目安家地区複合施設整備事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） ないようですので、ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑を行います。質疑ありませんか。

7番。

○委員（坂本 昇君） 3ページにホールディングスの子会社ということで、きのこ産業の件もあります。今コロナウイルスですが、中国の研修生も含め、交流もあるかと思えます。現在の中国からの研修生が何名で、よって荷物というか、行ったり来たりの輸送の交流がこのコロナの件で中断されているのか、引き続きやっているのかというのはいかがでしょうか。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

現在中国からの研修生は30名ほどおります。コロナウイルスの関係でということでございますけれども、従来から物の発送等はないという状況でございますので、その点は安心していいのかなというふうに思っております。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） ないようです。

それでは、26ページ、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2目賦課徴収費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、ありませんか。  
4番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） ここで19節ですが、個人番号カード、これが140万円伸びているよう  
ですが、今の申請状況をお伺いいたします。

○町民課長（三上久人君） 小野寺戸籍住民室長。

○委員長（三田地和彦君） 小野寺戸籍住民室長。

○戸籍住民室長（小野寺貴幸君） お答えをいたします。

先月1月末時点でございます。交付枚数1,050枚でございます。1,050枚ということで、人口  
比11.2%となっております。

○委員長（三田地和彦君） 4番。

○委員（八重樫龍介君） この11.2%が多いのか少ないのかで、担当課ではどのように捉えている  
か。もっと増やしていこうと考えているのか。11.2%だったらば、ほかの自治体に比べて多いと  
か、その辺は把握していますか。

○町民課長（三上久人君） 小野寺室長。

○委員長（三田地和彦君） 小野寺戸籍住民室長、答弁。

○戸籍住民室長（小野寺貴幸君） お答えをいたします。

現在全国での交付比率が15.1%ということになっております。県内でも15%いつているような  
ところが交付率の高いところということになっております。当町でも現在11.2%ということでご  
ざいますが、今周知されておりますように保険証利用であるとか、消費税増税の活性化策等ご  
ざいますので、今後また増えていくものと思っております。これについて、また窓口での対応につ  
いても、いろいろ検討しながら執り行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2目選挙啓発費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3目参議院議員通常選挙費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 4目県知事・県議会議員選挙費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 6項監査委員費、1目監査委員費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3款民生費、1項……

〔「席替え」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 席替え、すみません。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ありませんか。

4番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） ここで、13節委託料、避難行動要支援者個別避難プラン作成委託料がほとんど皆減になっておりますが、この内容をお伺いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 中川原総括室長。

○委員長（三田地和彦君） 保健福祉課の中川原総括室長、答弁。

○保健福祉課総括室長（中川原克彦君） お答えいたします。

避難行動要支援者個別避難プラン作成事業でございますけれども、令和元年度の新規事業ということでお認めいただいて、本年度取り組む予定でございましたけれども、社会福祉室の事業におきまして、今年度は民生児童委員の一斉改選、あるいは保育料の無償化、あるいは子ども・子育て計画と、当初予定していた部分もございますけれども、業務が重なってしまいまして、通常業務とそちらの業務を行うことに終始してしまいまして、こちらまで手が及ばなかったといったところで、ちょっと手をつけるのが遅くなりまして、事業所のほうに対応可能な分を残しまして、多くのところを減させていただいた内容でございます。申し訳ございません。

○委員長（三田地和彦君） 4番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） 他の自治体では、条例等もつくって避難行動要支援者の把握に努めて、そして関係機関に名簿を作成したものを配付していると伺っておりますが、岩泉町では作成した後、関係機関、どの範囲までこれを配付する考えかをまずお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 中川原室長。

○委員長（三田地和彦君） 中川原総括室長。

○保健福祉課総括室長（中川原克彦君） お答えさせていただきます。

こちらのほうの名簿でございますけれども、現時点では本人の同意がなければ提供できないといったところで、提供できるところも避難者支援者等関係者ということで、自主防の組織、民生委員さん、町社協さん、消防署といったところで、ちょっとまだ全体を網羅していないということと、条例の制定が、まだ改正がなっていないというところで、本人の同意がなければという部分が今後の課題かなと思っておりました。

以上でございます。

○委員長（三田地和彦君） 4番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） 災害のときに小本地区の議員と語る会でもありましたが、一人ではとても動かさない人がいて、家族がいて、ようやく着いたらば、もう満杯なので、また違うところにあるということもあるようですので、できるだけ早く作成して、関係機関に知らしめてくれるよう要望しておきます。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 19節の住宅再建支援金並びに利子補助金が大きく減額になっておりますが、これは先送りになっているという判断でよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 熊谷生活再建支援室長。

○委員長（三田地和彦君） 熊谷室長、答弁。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） お答えいたします。

こちらの住宅再建の補助金、あとは利子補給の部分ですけれども、どうしても工期の関係で3月までに完成しないとか、あるいはまだ着工できていないといった方もいらっしゃるようで、住宅再建についてはその部分での減となって、翌年度に越すような、翌年度の予算措置で対応する部分となっております。

利子補給につきましても同様の内容になりますけれども、そのほかの部分としては、今ちょうど利息が低金利ということで、かなり低い部分もありますので、予定していたよりも利子補助の額も少ないといった内容もあります。

以上となります。

○委員長（三田地和彦君） 13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 予定よりも相当遅れているというふうに感じております。そして、さらに遅れる可能性も秘めているように感じております。その中で、どこまでこの助成金が引っ張れるのかということについてはいかがでしょうか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 熊谷室長。

○委員長（三田地和彦君） 熊谷生活再建支援室長。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） お答えいたします。

この補助金の関係ですけれども、被災者生活再建支援法の中で発災から37か月ということになっておりましたけれども、こちらを県、国に要望いたしまして、昨年1年間延長していただきまして、現在の期限が本年の9月末ということになっております。昨年延長していただく時点で、今回は最後の延長ですということをお願いしておりましたので、いずれ今年の9月が最終期限、生活再建支援金のほうの期限だと認識しております。

○委員長（三田地和彦君） 13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） そうすると、自らの事情によらない、第三者的に見てもやむを得ない事情があるにしても、9月末という期限は動かないという判断でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 熊谷室長。

○委員長（三田地和彦君） 熊谷生活再建支援室長。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） お答えいたします。

支援金の期限9月については、これは国の制度になりますので、これは動かすことはできないかと思っております。

○委員長（三田地和彦君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 現状で県の工事が遅れている、そういう事情で遅くなっている、さらに遅くなりそうだと懸念される件数というのは捉えていますか。

○委員長（三田地和彦君） 熊谷生活再建支援室長。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） 主に河川改修になるかと思っておりますけれども、そういった中で未申請の方につきましては、私のほうで捉えているのは、安家の方で1名、そして尼額地区に2世帯ほどいらっしゃるかと思っております。その方々もほぼ県との交渉がまとまりつつあるということ

で、春ぐらいには業者さんのほうに依頼して再建のほうを進めるというふうに聞いております。

○委員長（三田地和彦君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 13節でお伺いします。

先ほどと関連するわけですが、避難行動支援と障害者生活困窮者ということで、委託をかけるということで予算計上しています。住民弱者に対する施策なものですから、何とかこれは年度内という願いもあるのですが、これは翌年度、来年度継続して事業を執り行うのか、それについてはいかがですか。

○委員長（三田地和彦君） 中川原総括室長。

○保健福祉課総括室長（中川原克彦君） お答えいたします。

先ほどの避難プラン作成委託料と併せまして障害者相談支援等委託料、生活困窮者自立支援委託料についてでございますけれども、同じような理由でございます、内容的には、利用者につきましてはこれまでも当該事業所、関係事業所が相談を受けていたところでございます。それをこの事業を委託することによって、補助事業を受けてさしあげられるといった内容でございます、本来それをしてさしあげたかったところでございますけれども、後手後手に回ってしまって、それができなくなりました。

住民にとりましては、通常の相談を受けて、しかるべきところにおつなぎできているといったところは、これまでも今後も変わらないところでございまして、来年度に向けまして、そういった形で補助金を受けられるような形で持ってまいりたいというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、2目社会福祉施設費、ありませんか。

11番、どうぞ。

○委員（畠山直人君） 15節で、喫煙所の設置工事で伺います。

さっき午前中でしたか、應家総務課長が説明の中で、設置する予定だったが、建物の後ろに行って吸えば大丈夫だというような説明だったと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（三田地和彦君） 應家総務課長、答弁。

○総務課長（應家義政君） 当初に説明をさせていただきました。当初は本当にみっちり囲んだ建

物で、あとは敷地内禁煙という条件でございましたので、そこら辺を検討してまいりましたが、だんだん、だんだん緩和されてきて、とにかく受動喫煙にならないような環境にすればいいと、多くの人を通るようなところでなければいいという緩和措置が出まして、そちらのほうにということ、人が余り通らない裏手のほうを利用して、こっそり吸っていただくというような状況でございます。

○委員長（三田地和彦君） 11番、どうぞ。

○委員（畠山直人君） 今の説明がいいのかな、悪いのかな。ちょこっと人通りが少ないところで吸えばいい、それはいいのではないですか。例えば敷地内、正規には敷地内も駄目ということになっていますよね。違いますか。

○委員長（三田地和彦君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 基本、敷地内禁煙ということで出されておりました。その辺、先ほど議案の説明の際にもお話をさせていただきましたが、緩和措置がどだい無理な状況の施設もあるということで緩和措置が取られました。ですので、不特定多数が多数往来するような場所から遠ざけたところであれば、何とか対応してもよろしいということでございまして、当局のほうでも支所については往来が、人の出入りがそんなに多くないというような実態も勘案しまして、できるだけ受動喫煙しないような環境の下に喫煙場所を設けていただくと、そういったような対応をしたいと考えての措置でございます。

○委員長（三田地和彦君） 11番、どうぞ。

○委員（畠山直人君） 受動喫煙をしなければいい。ただ、たしか役場の敷地内でも、あそこはその辺の後ろのほうはあまり人通りがないのかな、盛んに皆さんが集まって喫煙をしているというような状況もある中で、今のような答弁で総務課長はいいと思っていますか。こういう答弁ではなくて、もうちょっとしっかりしたものを出不さないと、自動的にどこでもいいのだというような感じになると思うのですが、そういう考えは持っておりませんか。

○委員長（三田地和彦君） 應家総務課長、答弁。

○総務課長（應家義政君） 1か所で、決められた場所で、指定された場所で吸っていただくという、そういうような意味合いでお答えしたつもりでございまして、言葉足らずは申し訳ないと感じております。

基本は、やはり受動喫煙を防ぐという意味合いから、そういった指定喫煙場所を設けることと

して国のほうでも定めてございます。ですので、緩和措置、物理的になかなか困難であるという部分を含めて、そういった指定された人通りが少ないところに設置をしてもいいですよということで実施をしてございます。

予算措置につきましても、1件当たり300万円ぐらいずつの予算措置をしてございます。建物を建てる敷地も検討しましたけれども、やはりどこも狭い敷地でございましたので、極力緩和措置のほうで対応をしたいと考えての対応でございました。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、次に移ります。3目老人福祉費、ありませんか。次のページに続いています。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、ありませんか。7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 13節の委託料に関連してお伺いしますが、放課後児童クラブの内容です。実は、先般うちの常任委員会でも先進地視察ということで岩手町に行ってまいりました。環境的に子供のスペースはスペースで確保し、それから支援員は支援員のスペースを、机とか、それから何か養護が必要な場合は保健室的なものも整備されていて、やっぱり環境的にすばらしいなと思ってきましたが、前回も必要があれば岩泉町でも対応していくのだというふうなことのご答弁を頂いておりますが、この視察をした結果を踏まえて、来年度に向けて何か変化があるのかどうか、担当課長のご意見をお伺いします。

○委員長（三田地和彦君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 先般岩手町のほうの視察に同行させていただきました。岩手町の2か所を見たところ、1か所目は児童館をそのような利用で使っているということで、以前から事務室も備えられている場所でした。もう一か所は、学校が廃校になったところを見せていただきまして、こちらは事務室が教室といいますか、空間が隔たれていないといいますか、区切られていない場所にあったというふうなところを見てきました。両者を見ますと、空間については壁があって、子供たちとは遮断されたところに保健室なり事務室があれば、やはり一番いいのかなというふうに考えております。

空き教室を今現在2つほど使っておりまして、その教室の中でどのようなことができるか、今後検討してまいりたいと思っております。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、3目児童福祉施設費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは次に、3項災害救助費に入ります。1目災害救助費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、4款衛生費、1項保健衛生費に入ります。1目保健衛生総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、3目母子保健費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 5目保健師設置費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 6目環境衛生費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 次のページで、7目健康増進費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 8目保健センター運営費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2項清掃費、1目塵芥処理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 5款農林水産業費、1項農業費に入ります。

〔「委員長、席替えを」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） すみません。席替えをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3項農業振興費、ありませんか。

13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 15節の説明をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤農業振興室長から。

○委員長（三田地和彦君） 加藤農業振興室長、答弁。

○農業振興室長（加藤康二君） お答えいたします。

こちらは、補正予算を認めてもらった後に繰り越して、袋野地区におきまして農地の区画改良等を行う事業になります。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 続きまして、その下の19節の、いずれにしても減額が多いのですが、農業後継者、さらには中間管理事業協力金についての内容説明をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤室長から。

○委員長（三田地和彦君） 加藤農業振興室長。

○農業振興室長（加藤康二君） お答えいたします。

まず、農業後継者支援事業補助金の減額ですけれども、こちらは就農したのが10月からになりまして、前半の半年分を減額するものとなります。

続きまして、農地中間管理事業協力金なのですが、こちらちょっと国の補助要件のほうが変わりまして、今までは機構の集積率ということで単価が決まっていたのですが、単年度における機構の活用率ということで、単価補助率が変わりましたので、こちらのほうを減額して、来年度、令和2年度で実施したほうが単価が有利になるということで、今回は減額して新年度の予算で計上しているところになります。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） ただいまの来年度繰り越す分の地域と箇所名が今分かればお知らせください。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤室長から。

○委員長（三田地和彦君） 加藤農業振興室長。

○農業振興室長（加藤康二君） お答えいたします。

農地中間管理事業につきましては、繰り越すところは大牛内地区になります。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、4目畜産業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 次に入ります。5目基幹集落センター等運営費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 次に入ります。6目畑作農業対策事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 8目中山間地域等直接支払推進事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） ここで、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） ないようですので、引き続き質疑を行います。

2項林業費、1目林業総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2目林業振興費、ありませんか。

1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 19節の高性能林業機械化促進事業補助金、使われていない金額が多いのですけれども、これは事業所にとってみたら非常によい制度だと思うのですが、これが使われない理由として考えられることがあれば教えてください。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長から。

○委員長（三田地和彦君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

使われないということなのですが、まず今回減額となった大きな理由の一つに、導入す

る機械の調達にある一定の時間がかかるということで、実際に導入の実績がカウントされ始めたのが9月からということで、まずそこで当初見込んだ額から減額となりました。あと、今回実績としては4件の申請を頂いておりましたけれども、当初見込んだ件数からはちょっと少なめになっております。

今回の高性能林業機械の事業につきましては、広葉樹の生産拡大と安定供給ということをお題目として事業実施したことから、針葉樹の生産をする事業者が申請しなかったということが1つ挙げられるのかなと思っておりました。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） ということは、次年度に繰り越しているということでしょうか、そういうふうな考え方で。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（三田地和彦君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 次年度以降につきましても予算計上をさせていただいておりますので、今回事業申請していただいた事業者の方プラスアルファで考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 19節の町産材利用拡大事業補助金、これについてお伺いしますが、声高らかに町産材の利用をお話ししているのですが、ここ何年も思うように利用が進んでいないように私は思うのです。それで、担当所管課では何が原因でなかなか利用が進まないと考えているのか、まずお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（三田地和彦君） 今村林業水産室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） 町産材の利用拡大につきましては、確かに年々減少傾向にあります。その要因の一つに、まずは周知の仕方をもう少し検討しなければならないのかなというところを反省点としてお答えしたいと思います。

あと、住宅の着工数自体が全国的に減ってきていると言われておりますが、岩泉町においては

復興住宅等々物件があるにもかかわらず、なかなか利用されないということで、制度上の使いづらさというのを以前ご指摘を受けた経緯がございましたので、この春に一部制度を利用しやすいように改正を図ったところではあります。ただ、そうはいつでも建て主さんと、あとは工務店、設計事務所のほうでこの事業を使うメリットをもう少し捉えていただく必要があるのかなというふうに感じておりますが、使われない理由としては今後もう少し検討して、使われやすい、使っただけのように工夫していく必要があるかなと思っております。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 12 番。

○委員（三田地泰正君） 恐らく担当課は理解していると思うのです。端的に言えば、いわゆる利用するほうは補助の率がちょっと低いのではないか。それから、加工する業者については、前から言っているのですが、やはり生木は無理なので、乾燥材をぜひ欲しいと。乾燥する場所がないのが大きなネックなわけ。それで、本当に使ってもらうのであれば、地元から取れた材を最高の形で大工さんに、工務店に使ってもらうには、乾燥材にしなければ利用しないらしいのです。やはりこの点をこれからも真剣に考えて、本当に町産材を利用してもらうような、そういう行政であれば、大体利用するほうと使うほうで何が問題かというのは頭にあると思うのです、所管課でも。そこを解決すれば、私は今よりももっと利用が増えると思うのですが、検討をすべきだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご指摘の町産材の利用の拡大が進まない要因の一つとして、乾燥が不足ではないかということでございます。私もそのようには捉えてございます。実際に大手の工務店さんは、大体ほぼ流通に乗った材を使っているということで、町の製材業者さんからの納品というのをあまりしていない状況もあるのですけれども、町内の工務店さんの利用のほうの利用拡大をしなければならないということを思っておりますので、その乾燥の設備については今年度まちづくりのほうの計画の中で議論をさせていただいてございます。令和2年度の予算ではちょっと計上できませんでしたが、引き続きその可能性は調査研究の上、しかるべきローリングを踏まえまして対応していきたいなというふうに考えております。

○委員長（三田地和彦君） 11 番。

○委員（畠山直人君） 関連で質問します。

町産材の拡大ということで、安家の総合交流センターが今造られています。当初この交流センターに町産材が使われるような形跡が見えなかった。これは、どういうわけなのでしょう。たまたま地元の業者に言われて、やはり町の建物を造るのだから町産材を使いましょうということ使ったようなのですけれども、農林水産課は町産材を推進する声は出さなかったのですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 総括室長。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木総括室長、答弁。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 安家の総合交流センターのみにかかわらず、当課といたしましては町産材の利用、活用につきまして、町の施設等につきましては以前より利活用について、大きな声ではなかなか言えませんでしたけれども、横から活用しましょう、活用しましょうという話はさせていただいているところでございます。

安家の交流センターの当初の計画に入っていなかった部分については、当課のほうでは把握はしておりませんでしたので、そちらのほうは総務課のほうからの回答になるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○総務課長（應家義政君） 石黒室長。

○委員長（三田地和彦君） 石黒総務文書室長、答弁。

○総務文書室長（石黒保幸君） お答えします。

何分建設のほうは詳しくないものですから答弁しづらいわけですが、ただ事業者のほうから町産材をできるだけ使いたいという申出は先に頂きました。ヒノキだったか、若干全部は使えなかったのですが、やっぱり建物の大きさ、それから上に載っけるソーラーパネルの関係で強度不足というのはどうしても心配だということで、ある程度の強度が必要だと。例えば集成材等を活用することになります。それで、一部町産材等の集成材が入ったかと理解しています。あとは、できる限り町産材を入れたということだったと思いますので、その辺でご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 11番、どうぞ。

○委員（畠山直人君） これから町で建物を造るときは、極力町産材を使って林業振興に寄与していくべきではないかなと思うのですが、そんな考えがあるや否や、お伺いします。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木総括室長、答弁。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 私が答弁していかどうか分かりませんが、担当課といたしましては、当然町産材の利活用につきましては、これからも声を大きくして町の施設につきましては導入していただきたいというふうに関係課のほうにはお願いをしてみたいと思います。ただ、そうしろという話はちょっと確約はできませんので、お願いはずっと続けていきたいなと思っております。

○委員長（三田地和彦君） 13番。

○委員（野舘泰喜君） 関連ですが、先ほど強度に問題がある旨の答弁がありました。強度に問題があるような町産材に拡大事業補助金を出していいのですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（三田地和彦君） 今村林業水産室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） 専門的な答弁はちょっとできないのですけれども、恐らくですが、建てる施設の設計によって空間を大きく取るためにはりの長さを飛ばすとかという、そういうふうな造りがどうしても必要な場合については、大断面の面積を有する集成材とかそういったものがやはり使われるべきだというふうに考えておりますので、そういう設計、建物の構造によって通常の無垢の部材だと強度が足りないという意味での答弁だったのではないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 13番。

○委員（野舘泰喜君） 町産材を使って集成材を作ることでもあります。したがって、本当に町産材をこれから利用していこうというには、いささかやっぱり取組が弱過ぎるのではないかと思います。というのは、数字が全てを表している。本当にメリットがあれば、建て主は必ず使います。工務店も使います。だから、そのメリットを見いだせない仕組みの事業であるというところを反省すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（三田地和彦君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 足りない説明だったので、補足させていただきます。決して岩泉町で生産される木材の強度が足りなくて使われないということではなくて、もちろん集成材にも部材としては使われます。それは、今までも町内の製材工場からの出荷実績がちゃんとあります

ので、それらについては問題なく使われるものと認識しております。

また、我々が林業課として取り組んでいる利用促進につきましては、基本的には今までは一般家庭の住宅をターゲットに置きながら事業展開してきておりましたので、そんなに大きな集成材を必要としないものというふうに考えておりましたが、委員ご指摘のとおり、今の住宅についてはやっぱり集成材に加工されたものが非常に多く使われてくるようになってきております。なので、町産材としての確認作業をどこまで遡ってトレースできるかという問題さえクリアできれば、この事業の中で集成材についても利用できるのではないかということは常々考えてきてはおりましたが、今後も引き続きそれらの加工部材についても町産材の対象となり得るかどうか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 13番。

○委員（野館泰喜君） そこまでは分かりました。それで、近年本当に岩泉町で今までなかったぐらい家が建っていると思います。そのほとんどが使われておりません。これは、一にも二にもメリットがあるかどうかには尽きると思っております。その点、今以上のメリットをつくるという考えはありませんか。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 住宅着工上のメリットがないのではないかとということで、制度の見直し等を含めたご質問かなと思います。先ほどもちょっとお話ししましたが、大手の住宅メーカーが着工、契約しているという状況がありますので、それはしようがない事項なのかなと思ってございますけれども、さらに町内の工務店さんが利用する場合のメリットの点につきましては、今年度事業をちょっと見直しまして、立米当たりの補助金額も上げてございますし、あるいは上限額のほうも上げてございます。とはいえ県内の市町村の状況を見ながら、可能な限りうちのほうでは予算を計上して事業を見直してございますので、今後の周知方法のほうをもっと徹底しながら、利用拡大のほうを努めていきたいなというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 今の関連になりますが、結局今までも町産材で、例えば大規模集成材のようなのは国見の学校だとか、二升石の学校のようなところにも使って、立派に今も健在でありま

す。

先ほどの2課の話聞いた場合に、担当課のほうでは前年度のうちから、町が来年どうい  
うのを造るかというのは分かるわけですから、その中に木材をどれぐらい使うのかとい  
うふうなことは調査をして、30立米使うとか50立米使うといったらば、その中に必  
ず町産材というふうなことを、義務づけるというのは、これは当然難しいとは思  
うのですが、ただ町全体の中でどれぐらいのボリュームを使うのだというのを農  
林水産課のほうで把握していると、この林業振興費の減額というのが相当な  
くなくなってくるのではないかなというふうに思いますので、公共事業、それ  
から民間事業も含めて、前年度のうちからできるだけ木材使用量の把握に努  
めるべきだと思いますが、その点についてはいかがですか。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） 需要調査につきましては可能なよう  
でございますので、これまでもやった事例があるよう  
でございます。さらなる利用拡大に向けまして、そ  
ういった調査を踏まえて対応していき  
たいと思っております。よろしくお  
願いします。

○委員長（三田地和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、4目に入ります。町有林造成事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 5目林道維持費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 7目林道新設改良事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3項水産業費、2目水産振興費、ありませんか。

7番。

○委員（坂本 昇君） ここの19節で、漁業担い手対策補助金が皆減になって  
おります。これについて取り組んだ内容と、やむなく皆減になったとい  
うふうなこと  
のご説明をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（三田地和彦君） 今村林業水産室長、答弁。

○林業水産室長（今村 篤君） 今年度この担い手事業に取り組んだ内容につ  
きましては、漁協さ

んと連携する形、あとは岩手県が実施するものと連携する形で、東京等で開催される漁業就業支援フェア、そういったものに参加すること、あるいはポスター、ビデオ、今までに作成したものを活用して周知と募集を図ったところでございます。

またあわせて、これも実績としては得られませんでしたけれども、地域おこし協力隊制度を活用するという方面でも併せて検討、取組を進めてまいりましたが、残念ながら応募していただくというところに至らなかったということでございます。

以上でございます。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） この担い手対策は、海だけではなくて農も林もあると思いますが、報道を見ていても、例えば土佐のカツオの話とか、大間のマグロはちょっと別枠だとしても、結構漁業についての魅力を感じている若い方々が、そこに住み込みで働きながら一本立ちを目指しているというの見受けられます。ですので、そういうふうなのを見逃さないで、ぜひ町からも発信していただいたり、担い手は過疎対策の大きな柱でもあるかと思っておりますので、ここには来年度もぜひ力を注いでいただきたいと思いますが、課長、いかがですか。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 担い手につきましては、本目の漁業以外にも林業も農業のほうもでございます。私のほうも、担い手の定着というのは非常に重要事項と第一番に考えてございますので、その中で漁業につきましても、これまで以上にちょっと情報交換しながら、どういった方法が一番魅力発信につながるかということ踏まえて対応していきたいなと思ってございます。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、3目に入ります。漁港建設事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、6款商工費、1項商工費に入ります。1目……

〔「席替え」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 席替えですね。お願いします。

それでは、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、2目商工鉱業振興費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 4目観光施設費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 次に、7款土木費、1項土木管理費に入ります。1目土木総務費。

〔「席替え」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 席替えですね。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 次に、2項道路橋梁費、2目道路維持費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3目道路新設改良費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3項河川費、1目河川総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 5項都市計画費、2目公共下水道費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 6項住宅費、1目住宅管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） では、2目に入ります。住宅復興整備事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、8款消防費、1項消防費……そのままでいいですね。3目  
消防施設費、ありませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 13節の委託料で、尼額の屯所が皆減です。これについての計画については  
いかがですか。

○消防防災課長（和山勝富君） 山下総括。

○委員長（三田地和彦君） 山下総括、答弁。

○消防防災課総括室長（山下富也君） お答えいたします。

尼額の屯所につきましては、県の河川工事の関係で移転をしなければならないということで、当初予算編成時には屯所単独での移転を見据えて予算をお願いしておりました。その後、今年度に入ってから県のほうの補償費が示されたということによりまして、自治会さんとの協議において、今の建物と同じく併設での移転ということが決定しております。設計、施工に関しては、自治会で町内業者を選定して、屯所分についても同一の業者に発注することとなりますので、この委託料については皆減するものでございます。

屯所分の建設に関しましては、令和2年度の予算でお願いするということでございます。

以上でございます。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そうすると、来年度には完成を見ると。こういうときに、地元の負担というのは出てまいりますか。

○消防防災課長（和山勝富君） 山下総括室長。

○委員長（三田地和彦君） 山下総括室長、どうぞ。

○消防防災課総括室長（山下富也君） お答えいたします。

公民館分の地元の負担はないと、補償費で間に合うということで聞いております。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、5目災害対策費、ありませんか。

5番、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 過日、2月6日だったか、町なかで火災が発生したのです。そのときに町なかでちょっと危険だなと思って駆けつけて、近隣住民の方々とお話をしたらば、役場のサイレンが全然聞こえないと。住民の気がついた人が火事だ、火事だと騒いで初めて隣近所の方が分かったということだったのです。これやっぱり前から言われていることなのですが、日中いるのは年寄りの人たちが家屋の中にいると。いざ、まさかの場合にどうすべきかというのは、サイレンの吹鳴だけで本当にいいのか、あるいはその避難行動のためにどうすればいいのかということもこれから考えていかなければならない、対応していかなければならないと思うのですが、その辺については、消防さんなのか、どこに聞けばいいのか分からないのですが、どなたかお願

いできればと思います。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木危機管理監兼課長、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

火災のみならず災害等の部分につきまして、町民の方々に情報伝達すると、これはかなり重要視しているところでございます。先頃町内での火災につきましては、まず1つは防災行政無線のサイレンを流しました。そして、もう一つは役場のほうに設置してございます従来からのサイレン、これにつきましては吹鳴したところでございます。この災害等の部分につきましては、現在のサイレンの伝達の部分についてはこれしかないのかなど、このように思っております。しかしながら、この情報伝達はびーちゃんねっと等でもやっておりますけれども、今後さらに研究、検討しながら、町民の方々全員にうまく情報伝達するような部分で検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、席替えをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） ここで、新規事業の説明を求めます。

三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） それでは、新規事業の説明を資料に基づいて行わせていただきます。

事業名は、小中学校校内通信ネットワーク整備事業でございます。事業実施主体は、岩泉町でございます。事業の目的ですが、令和5年度、2023年度ですが、令和5年度までに義務教育段階である小中学校の全学年の児童生徒への端末配備、活用環境整備を行うことで、個別最適化された学びを実現させようとするものでございます。

参考までに、国の動きを含めたこれまでの経緯でございますが、昨年12月13日に閣議決定がございました。本年1月30日に成立しました国の補正予算でGIGAスクール構想、これは先ほどお話ししました令和5年度までに全国の小中学校に1人1台のパソコンを国主導で整備しよう

とする構想でございます。これが始動したものであります。今回の国の補正予算は、優先的に小  
学校5、6年生、中学校1年生整備分の経費2,318億円が盛り込まれたものでございます。

G I G Aスクール構想は、昨年12月5日に政府が閣議決定した安心と成長の未来を拓く総合経  
済対策に盛り込まれたもので、一気に動き出したものでございます。

事業の内容ですが、今回の工事は本年度末に統合（閉校）予定の現在の小川小学校の校舎、安  
家中学校分を除く小学校7校、中学校4校の町内計11校の高速インターネット及び無線LAN、  
これはWi-Fi化ですけれども、無線LANの環境を整えるための校内通信ネットワーク工事  
を施工しようとするものでございます。

事業費ですが、御覧のように工事費に6,120万2,000円を予定しています。小中学校別の事業  
費は、表の右、内訳欄のとおりとなっております。

資料に記載はありませんが、設置箇所は事業を行う普通教室、特別支援教室、職員室への無線  
アクセスポイントの設置を予定しております。例えば岩泉小学校であれば10か所、小本の小中学  
校、こちらは広いですので、18か所ぐらいの想定でございます。体育館以外の全校舎をカバーす  
る見込みで、小中学校合わせて83か所の無線アクセスポイントを設置する計画としています。今  
後発注する段階で現場確認の上、設置していくことになってございます。なお、令和3年度以降、  
国の動きに合わせながら、児童生徒への1人1台の端末配備を進めていく計画であることを申し  
添えます。

特記事項になります。今回の整備に伴いまして、導入予定の補助事業名、補助率等を記載して  
ございます。国庫補助の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金ですが、これは今  
回の国の補正予算に伴いまして、新たに創設された制度になってございます。補助率は、工事費  
の2分の1、そして地方財政措置の対応が示されてございます。地方財政措置というのは、学校  
教育施設等整備事業債、これは国の補正予算債ですが、こちらが充当可能になりまして、元利償  
還金の60%、そのうちの6割が普通交付税に算入されることになってございます。ですので、補  
助事業対象費の2分の1を国からの補助、地方負担、これが半分になりますが、その残った半分  
に先ほど申し述べました補正予算債が充当になります。ですので、実際の町の実施負担は20%、  
約5分の1の経費で整備のほうが可能となっております。

事業費の欄になりますが、総事業費は6,120万2,000円、うち補助対象事業費は6,120万円。  
財源内訳になります。国庫補助率は、補助対象事業費の2分の1の3,060万円、地方債は先ほど

説明しました国の補正予算債の3,050万円、一般財源は事業費から国庫補助、地方債を差し引きしました10万2,000円という内訳になってございます。国庫補助3,060万円、これは13款2項6目の1節、そして地方債は3,050万円、こちらのほうは歳入の20款1項6目1節の補正予算のほうで計上になっております。

その他でございますが、今後の予定でございます。現在事務取扱に関する詳細のほうは、まだ詳しいところは入ってございませんが、繰越明許事業として進めることで確定はしております、本予算書、第2表繰越明許費での繰越補正予算議決いただいた後に、令和2年度中に完成を目指しまして、順次事務のほうは取り進める予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地和彦君） 説明が終わりました。

引き続き質疑を行います。2項小学校費、1目学校管理費、ありませんか。

5番。

○委員（三田地久志君） 岩泉小学校なのですけれども、19日だったか、20日だったか、浄化槽から水が漏れたらしいというような話が聞こえてきて、1回だけではない、過去にも何度かあったというようなことが聞こえているのですが、現実どれが本当なのか分からないのですが、教育委員会としてはどういうふうな把握をしているのかお尋ねいたします。

○委員長（三田地和彦君） 中野学校教育室長、どうぞ。

○学校教育室長（中野慎也君） お答えいたします。

岩泉小学校の水漏れ事故ですけれども、これは体育館から流出する汚水だったのですけれども、これは排水管の途中に、コンクリートの結節点のところから、付近にある樹木の根が侵入してきてまして、それによってあふれてきたものです。

1回目は夏頃にあったと思うのですけれども、そのときには木の根っこの除去を行いました。先日2回目起きたわけですけれども、これも同じように木の根っこが、まだ切り取れない部分があったということで、即日町内の水道業者をお願いをして、それに対応したところでございます。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 5番、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 根が入ってこないように周りをかなり掘るとか対策をこれからしてい

ないと、また応急療法でそこだけ根を切っても、また根は伸びてきていますので、周辺をもう少し環境整備するということが必要なのではないかなど。予算措置これからしていったら、汚水が漏れるというのはやはり環境上よくないことなので、ぜひその対応をしていただきたいと思いますのですが、将来的な考え方をお示しいただければと思います。

○委員長（三田地和彦君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 先ほど中野が申し上げましたとおり、各学校からそういった改修部分とか故障部分があった場合は、今即対応してございます。ただ、やはり金額が大きいところになるとなかなか対応できませんので、まして今回の岩泉小学校のケースも、1回目のところで解決したのかなと思ってはいたのですが、2回目やはり発生しましたので、そこら辺のところはもう一回原因のほうも調査しながら、必要であればまた予算のほうはお願いしていきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いたします。

○委員長（三田地和彦君） 10番。

○委員（合砂丈司君） 15節の工事請負費800万円、これ皆減になっていますが、これは屋根改修しようとしてやめた理由は何ですか。

○教育次長（三上義重君） 中野学校教育室長。

○委員長（三田地和彦君） 中野学校教育室長。

○学校教育室長（中野慎也君） お答えいたします。

これは、安家小学校屋根改修工事ということで、雨漏り対策工事だったわけですが、実際に屋根に上ってみました。そして、屋根の素材がステンレス素材ということで、通常であれば耐用年数50年ほど経過するものですが、安家小学校の築年数から見ると、ちょっと早い段階での雨漏りだなということで、当初の予定の1,058万7,000円の工事費、これが妥当かどうかという部分を再度ちょっと調査を行いました。その中で、シーリング等も部分的に行いながら様子を見ましたところ、昨年の台風15号、19号、こちらの段階でも応急補修的な部分で雨漏りが確認できませんでしたので、このとおり200万円ほどの工事費を残した残りの部分について今回補正ということでお願いしたところでございます。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 随分皆減したなと思って。200万円ではそれはできるのですか。私は、来年

度中学校が統合になるから、そのためかなと思ったりしたのですが、だけれども、小学校はまだ残るのですが、それとは関連ないのですか。

○委員長（三田地和彦君） 中野学校教育室長。

○学校教育室長（中野慎也君） お答えいたします。

その調査の中で雨漏りの箇所は十分に特定できました。あそこには天井窓があるのですけれども、その周辺部分がどうしてもシーリングが弱くなっているということで、そこを重点的に補修したところ、雨漏りは発生しなくなったということで、十分な対応ができたものと考えております。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、2目教育振興費、ありませんか。

2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ただいま新規事業で説明があったネットワークについて質問します。

ちょっと細部で分からなかったところが、まず台数、タブレットとかパソコンを予定しているかと思いますが、これも含まれてやるのかどうか、今年度。今年度というか。

○委員長（三田地和彦君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） すみません、私の説明がなかなかきれいに伝わらなかったようで。今回の国の補正に合わせました工事のほうは環境整備ということで、無線LANのほうができる環境をつくるというものの部分でございます。後半に申し上げましたとおり、令和3年度以降、こちらのほうは国の動きに合わせてながら、1人1台の部分を進めていきたいなというものでございます。

○委員長（三田地和彦君） 2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） これは、工事費だけの環境の整備と。そうしますと、今後の予定ですが、令和2年以降か3年から、そのタブレットのとか、この端末の整備の予定はどのようになっていますか。その財源とか、今示されている範囲のことも含めてご説明願います。

○委員長（三田地和彦君） 三上教育次長、答弁。

○教育次長（三上義重君） 今後の予定につきましては、現在は国のほうで、補助のほうで示され

ている部分を今回環境整備するというので、端末の部分につきましても予算のほうの措置はあるということで国のほうから情報は入っていますが、先ほど申しあげましたように、現在の国の補正予算で出た環境整備の部分の財源につきましても、詳細の部分がまだ入ってきていないのが現状でございます。国のほうが12月に決定をして動き出したものでございまして、細かい部分は入っておりませんが、ただ情報としてはちゃんと令和5年度までには1人1台の環境整備をするということで、財源措置はあるものと認識してございます。

○委員長（三田地和彦君） 2番。

○委員（畠山和英君） まだ未定のところもあるということではあるのですけれども、そうすれば今から5か年のうちで国の財源措置、地方財政措置で、同じ割合で全部に、いずれ5か年のうちに整備するという制度というか、そういう仕組みになっているわけですか。

○委員長（三田地和彦君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 今年度、今国のほうで、補正予算債で準備したものでございます。でするので、そちらのほうは今回示された2分の1の財源が入って、そしてあと交付税措置があるということでございます。令和3年度以降の詳しい財源措置は、まだ情報は入ってございません。ただ、1人1台、大体4万5,000円ぐらいのタブレット、それを整備したいというのが国のほうの基準、基準金額がそこになっております。大体今岩泉町の児童生徒数、全部で500人ぐらいです。小中合わせて503人ほどになりますが、ただ、今まで国のほうでは2018年度から5か年で教育のICT化に向けた環境整備5か年計画というのが実際ありました。3人に1人はパソコンなりタブレットを持たせましょうということで進んでおりました。岩泉町では、学校に1つ、1クラス分ですね、各学校に1クラス分での端末は整備してございます、それに併せて。でするので、実際は五百何人分を整備することにはなりますが、今まで進めた分もございますので、そうするとそこを差し引いた数のほうを今後整備することになってございます。先ほど申しあげましたように、財源につきましても、まだ詳しいところの正確な部分は入ってきておりません。

以上でございます。

○委員長（三田地和彦君） 2番。

○委員（畠山和英君） くどくてすみません。今回国がこういうことで財源措置してやることですので、途中でやめるということは多分ないかなと思うのですが、変わるとしても多分この方向で整備になると。今回は補正ですけれども、次年度以降も多分補正でいくかとは思いますが、な

のかなと思いますが、そのところは答えられないかと。この方向性だけは、もし分かったらお答えしていただければと思います。

○委員長（三田地和彦君） 三上教育次長、答弁。

○教育次長（三上義重君） 委員からお話ありましたとおり、そのとおりでございます、今回も補正予算債はついております。今度の令和2年度の予算でも、当初ではうたわれておりませんので、そうなれば補正予算債かなと。そうなれば、その後はもしかすれば当初で対応になるかもしれませんが、今分かっているのはそのような状況ですが、多分我々のほうの認識は、まず令和5年度までは財源措置はあるものと考えてございます。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 次に入ります。3項中学校費、2目教育振興費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 4項社会教育費、1目社会教育総務費、ありませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ここの25節の積立金が、これ初めてなのかどうか。通計が出ていないので、国内外交流基金積立金、これの考え方と、それから目的というか、それをお願いします。

○委員長（三田地和彦君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 25節の国内外交流基金積立金でございますが、こちらのほうは基金造成をいたしまして、3年に1回積立てをして、3年間で取崩しのほうを行って、国内外のウィスコンシン・デルズとか台湾に中学生、高校生を送っている事業、そちらのほうに充当しているような形になっています。ちょうど今回が令和2年度用に、その財源として積立てのほうを行うものでございます。

○委員長（三田地和彦君） 2番。

○委員（畠山和英君） ただいまに関連ですけれども、これ新たに出た基金造成ですか、それともふるさとづくり基金か何かでやっていなかったかな。

○委員長（三田地和彦君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） こちらのほうを基金造成しまして、ふるさとづくり基金はそれに充当しているものでございます。ふるさとづくり基金の充当先で、国内外の基金の積立てのほうに充

てているような形になってございました。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、3目芸術文化費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 5項保健体育費、1目保健体育総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2目体育施設費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3目学校給食費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費に入ります。

1目農業施設災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2目林業施設災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） では次に、2目河川災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、11款公債費、1項公債費に入ります。1目元金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。12 ページをお開きください。7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2 項環境性能割交付金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 9 款地方交付税、1 項地方交付税、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 12 款使用料及び手数料、1 項使用料、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2 項国庫補助金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 14 款県支出金、1 項県負担金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2 項県補助金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3 項県委託金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 15 款財産収入、2 項財産売払収入、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 17 款繰入金、2 項基金繰入金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 19 款諸収入、3 項貸付金元利収入、ありませんか。

7 番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） この貸付金で、説明では岩泉ホールディングスの分ということで、これでもう全額の貸付金が納められるというふうに受け止めたのですが、そういうふうでいいのかどうかをお願いします。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） この岩泉ホールディングス株式会社貸付金返還金でございますけれども、岩泉乳業時代に貸付けを起こした分、それを統合によりまして債務を引き継いだ岩泉ホールディングスが今回一括で返済という形で、以後の貸付金は一切なしということになります。

○委員長（三田地和彦君） 7 番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 再確認で申し訳ありません。大きな金額なのですが、ということで第三セクターなりの分についての町の貸付金は、これで一切ないのだというふうに受け止めていいかどうか、再度お願いします。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） 岩泉ホールディングス分は一切ございません。

〔「第三セクター分」と言う人あり〕

○農林水産課長（佐々木修二君） 第三セクターとなれば、短期であれば岩泉農業振興公社とかございますけれども、きのご産業もございませんし、総合観光もなしということです。よろしくお願いします。

○委員長（三田地和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 4 項雑入、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 20 款町債、1 項町債。21 ページまでありますので。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、繰越明許費に入ります。6ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費を終わります。

次に、第3表、債務負担行為補正に入ります。8ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

これで第3表、債務負担行為補正を終わります。

次に、第4表、地方債補正に入ります。9ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

これで第4表、地方債補正を終わります。

これで議案第14号の質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○委員長（三田地和彦君） 本日はこれで散会します。

なお、明日2月26日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

（午後 3時08分）



令和 2 年第 1 回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第 2 号）						
招 集 年 月 日	令 和 2 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 2 年 2 月 2 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 2 年 2 月 2 6 日 午 前 1 1 時 1 6 分				
出席 及び 欠席 委員  出席 13 人 欠席 0 人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	12	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○			
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

正副委員長氏名	委員長	三田地 和 彦	副委員長	畠 山 直 人
委員会に出席した事務職員	事務局長	箱 石 良 彦	副主幹兼 議事係長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三 上 訓 一	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	三 上 義 重		
	そ の 他 の 関 係 職 員			
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 条 例 補 正 予 算 等 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 2 号)

令 和 2 年 2 月 2 6 日 (水 曜 日) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

1. 開 議

2. 付 議 事 件

- (1) 議案第15号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- (2) 議案第16号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- (3) 議案第17号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第4号)
- (4) 議案第18号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算 (第4号)
- (5) 議案第19号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第5号)
- (6) 議案第20号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)
- (7) 議案第21号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算 (第1号)

3. 閉 会



---

◎開議の宣告

○委員長（三田地和彦君） 条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、9番、菊地弘巳君から所用のため遅刻する旨の届出が提出されておりますので、報告します。

(午前10時00分)

---

◎議案第15号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地和彦君） これから昨日に引き続き、条例補正予算等の審査を行います。

議案第15号から会議を再開します。議案第15号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） おはようございます。それでは、議案第15号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正は、事業勘定につきましては保険給付費等の年間見込額に伴う所要の整理を行いまして、診療施設勘定につきましては事業の執行の精査に伴う補正を行ってございます。

初めに、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開き願います。7ページの上段でございます。2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節の療養給付費を2,390万円増額計上しております。これは、災害に伴う一部負担金減免の継続が主な要因となっております。

次に、8ページ、次のページをお開き願います。8款1項5目償還金、23節の国庫負担金等精算返還金で、過年度分の精算返還金208万7,000円を増額計上してございます。

次に、歳入でございます。歳入は、4ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付費等交付金では、総額1,513万9,000円を増額し、2目一部負担金特例措置支援事業費補助金では13万8,000円を増額計上しております。

以上で事業勘定の説明を終わらせていただきまして、次に診療施設勘定でございます。14ページをお開き願います。2款1項1目医療用機械器具費、13節に技工委託料22万円を増額計上し

ております。

次に、歳入でございます。歳入は、13 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目では、一般会計繰入金で 250 万 5,000 円を減額し、2 款 1 項 1 目で繰越金 287 万 9,000 円を増額計上してございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

お諮りします。審査の順序ですが、事業勘定は先に歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに、診療施設勘定は歳入歳出一括で審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、事業勘定は先に歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに、診療施設勘定は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。6 ページをお開きください。1 款総務費、1 項総務管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2 項徴税費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2 款保険給付費、1 項療養諸費、ありませんか。

7 番。

○委員（坂本 昇君） おはようございます。ここで、先ほどの説明ですと療養給付費が災害の減免ということで 2,390 万円です。年度当初から災害は起きていましたし、減免の金額も分かるはずなのですが、ここで補正をしなければならないということは、何か状態に変化が起きたのか、その点についてご説明をお願いします。

○委員長（三田地和彦君） 町民課、三上課長、答弁。

○町民課長（三上久人君） おはようございます。この療養給付費の分でございますが、当初予算では 12 月末ということで、1 年ずつの減免の延長を行ってきて、12 月末で当初予算は計上させていただきますが、それをもう一年継続するというので、令和元年度の 1、2、3 月分を増

額する必要があったために増補正したものでございます。

○委員長（三田地和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、ありませんか。  
10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 項目と関係あるか分かりませんが、というのはコロナウイルスの関係で、実は安家に大平の旧教員住宅、古い住宅ですけれども、この住宅を借りて、六、七年前、もう10年近くなるかな、そういう形で住んでいる人がいるのです。そして、その人は一年中ずっと住んでいるわけではなくて、夏来て、秋、冬は東京のほうへ帰っていくのです。半年間ぐらい。その方が毎年繰り返していたのですが、昨日ですか、電話がありまして、東京にアパートか借家に住んでいます、帰っていいですかと電話が来たのです、私に。いや、来るも来ないも、今こういうコロナのそういう時期に、交通機関か何か、こうやって来ると思うのですが、大丈夫ですかと、私はそれを許可はできませんということを返してやったのですが、役場に相談しましたかと言いましたら、相談しましたと。どういう返事でしたかと聞けば、自治会長ですから、合砂さんに相談してみろと言われたのだそうです。それを私に言われても返答はできませんと返してやって、もう一度役場に相談したいとゆうべ電話が来たのです、また再度。それで返してやったのですが、その対応について当局がどう返事したのか、それについてお聞きします。

○総務課長（應家義政君） 三上財政管財室長。

○委員長（三田地和彦君） 三上財政管財室長。

○財政管財室長（三上 智君） まず、その方ですけれども、今委員おっしゃられたとおり、四、五年前に大平の旧教員住宅にIターンされた方ございまして、その方から今回の新型コロナの関係で、昨日電話を頂戴しております。それで、その方からは、このご時世だから、東京からそちらに行くのはどうかということでご相談がありまして、私のほうでお話し申し上げたのは、個人の行動を私どもで制限することはできませんので、国の示すとおりマスクなどをして移動なさってくださいというお話を差し上げました。また、地元の方にも話を聞いてみたいということで、合砂議員さんのお名前が挙がりまして、電話番号を教えてほしいということで、ご自宅の電話番号をその方にお伝えしたところでございました。そのことを議員さんに伝えませんで、すみません。申し訳ございませんでした。そういった事情でございます。

○委員長（三田地和彦君） 10 番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） その話を部落に話しされても、私も来てくださいと、来るなども来いとも言えないです。安全で来ればいいけれども、万が一何か起きた場合は地区全体も大変な思いになると思うので、これは自覚の問題のような気もするのですが、その本人ももうちょっと安全をしっかりと確認してから来るべきだと思うのですが、本人もちょっと変だなと思っているのですが、その対応もちょっと、役場も内部で検討するとか、地区としてはそういう、例えば何か起きた場合は来てもらいたくないわけだ、何か持ってくれば。安全であれば、それは何もこしたことはないけれども。ここに住所があるから、住宅に住んでいるから、できるだけ住宅の中に入れて出ないようにするからと、それは本人の勝手な問題で、自分たちに、地区にそういう蔓延しないようにすべき、自己管理の問題もあると思うのですが、それについてもう一回答弁、しっかりした答弁をお願いします。

○委員長（三田地和彦君） 田鎖保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（田鎖英明君） ただいまの疑われるかもしれないという方でありますけれども、そこにつきましては私たちが今取っております予防策、これを地元のほうからも声をかけていただければと思いますが、もし帰ってくる時期を逸しなければこちらのほうからも、担当地区の保健師もおりますので、そういった旨をお伝えして、自覚症状等表れた暁にはそれなりの対応をするということで考えておりますので、地元に関心がないような手続といいますか、対応をしてまいりたいと思っております。

○委員長（三田地和彦君） 10 番。

○委員（合砂丈司君） いずれ安全な対策を取っていただきたいと思います。万が一のこともありますので、ぜひ安心、安全な方法で検討するなり、そうしていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（三田地和彦君） 7 番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 今に関連させていただきますが、結局今回の補正予算の冒頭で、役場では対策本部なりを設置したということがあります。ですので、このような情報が、例えば人が集まる、たくさんの会議がある場合もあるでしょうし、それからニュースなんか見ても卒業式さえも中止せざるを得ないという報道もあります。ですので、役場としては、こういう案件については今田鎖保健福祉課長が話したようなことで、全部情報を 1 か所に、結局そういうのが来

たときに、水道は水道で答え、それから総務は総務で答えていると、相手に対しても町の対応の統一性なり、安全性が確保できないというところもあると思うのですが、今後そういうふうな情報があった場合は、管財に来て、財産のことですから管財に来るとは思うのですが、ぜひそういうのは保健福祉課のほうで一回受けてから対外的には返事をするというふうなのは考えられないかどうか、ご答弁をお願いします。

○委員長（三田地和彦君） 田鎖保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（田鎖英明君） まず、岩手県内のほうには幸い入ってきていないというふうな状況でございます。今お話がありましたような件も含めまして、本日関係課等で、まずどのようなことが想定されるか、そういった部分を検討しまして、そしてそれらの対応についてを検討すると。それをもってして対策本部会議のほうを早急に開催いたしまして、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、3款に入ります。国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2項後期高齢者支援金等分、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3項介護給付金分、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。4ページをお開きください。3款県支出金、1項県補助金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 5款繰入金、1項一般会計繰入金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 6款繰越金、1項繰越金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） なければ、歳入の質疑を終わります。

次に、診療施設勘定の歳入歳出の質疑を行います。13 ページ、歳入、14 ページ、15 ページ、歳出をお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第16号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長（三田地和彦君） 議案第16号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 議案第16号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の年間見込額が確定したことに伴いまして、所要の整備を行ったものでございます。

歳出からご説明をいたします。最後のページをお願いいたします。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金で389万円を増額計上してございます。

次に、歳入でございます。3ページにお戻り願います。1款1項の後期高齢者医療保険料で総額679万9,000円を増額計上してございます。これは、保険料均等割額の軽減特別措置の見直し  
が主な要因となっております。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出一括、次に歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出一括、次に歳入一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。4ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

歳出を終わります。

歳入に入ります。3ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

歳入を終わります。

これで議案第16号の質疑を終わります。

これから議案第16号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第17号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長（三田地和彦君） 議案第17号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第17号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、事業勘定につきましては保険給付費等の年間見込額に伴う所要の整理を行いまして、サービス事業勘定につきましては事業の執行の精査に伴う補正を行ってまいります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開き願います。2款1項1目の介護サービス等諸費では総額1,749万7,000円の増額、下段の2款2項1目の介護予防サービス等諸費では総額300万円の増額計上となります。これは、令和元年10月の介護報酬の改定が主な要因となってまいります。

次に、10ページをお開き願います。5款1項3目の介護給付費負担金等返還金で、過年度分の国庫支出金等精算返還金133万3,000円を増額計上しております。

以上で事業勘定の歳出を終わらせていただきまして、次に歳入をご説明申し上げます。4ページをお開き願います。1款1項1目の第1号被保険者保険料において総額1,042万3,000円を減額しております。これは、令和元年10月からの介護保険料軽減の拡充が主な要因となってまいります。

以上で事業勘定を終わらせていただきまして、次にサービス事業勘定をご説明いたします。15ページをお開き願います。歳出でございます。1款1項1目一般管理費で、総額41万1,000円を減額計上しております。

次に、歳入でございますけれども、14ページ、2款1項1目では1節の一般会計繰入金69万円、減額計上をしております。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

お諮りします。審査の順序ですが、事業勘定は先に歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに、サ

サービス事業勘定は歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、事業勘定は先に歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに、サービス事業勘定は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。7ページをお開きください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、ありませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 先ほどの説明で1,749万7,000円、これについては介護報酬の改定という説明がありました。ところが、財源の内訳を見ると、一般財源が1,400万円なりなのですが、ほとんどが一般財源からの充当となった場合に、介護報酬の改定はそういう特定財源の手当てではないのかどうか、これについてお伺いします。

○町民課長（三上久人君） 佐々木長寿支援室長。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木長寿支援室長。

○長寿支援室長（佐々木 仁君） 財源の部分でのご質問というふうに理解して、それに対してのご答弁ということになるかと思えますけれども、これは調整交付金の中に今回の介護報酬の改定の部分も含まれるというふうに把握しているところでございます。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ということは、予算計上は一般財源というふうにここには計上しているものの、今言った交付税措置のほうで還元を受けているというふうになるのですか。そうなのかどうか。首を振っている人もおられますので、お願いします。

○町民課長（三上久人君） 長寿支援室長。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木長寿支援室長。

○長寿支援室長（佐々木 仁君） すみません、言葉足らずで申し訳ありません。そのとおりでございます。

○委員長（三田地和彦君） ちょっと答弁の理由があれだな。再度。

○町民課長（三上久人君） 佐々木総括室長。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木総括室長、答弁。

○町民課総括室長（佐々木 章君） 財源につきましては、国庫支出金はマイナスになっておりますが、特定財源のところではその他のところが約1,600万円増となっております。これは、特別調整交付金が入っているということでございますので、一般会計が確かに増のように見えますが、頂くべき財源は頂いて措置しているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、2項介護予防サービス等諸費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 4項高額介護サービス等費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 5項特定入所者介護サービス等費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2項一般介護予防事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3項包括的支援事業・特定事業費。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 19節の認知症カフェということでありますが、どうしても認知症の方々が予備群も含めて増加傾向にあるのではないかと思います。ですので、何とかこういうふうな認知症のカフェについては、できるだけ仮設住宅等も含め、老人の集まる場所も含めて、予算は使っていただきながら、認知症予防に充てていただきたいと思いますが、この減額の理由についてお願いします。

○町民課長（三上久人君） 千葉室長。

○委員長（三田地和彦君） 千葉地域包括支援センター室長。

○地域包括支援センター室長（千葉宮子君） 認知症カフェ運営補助金の減額の理由ですけれども、当初は特養の百楽苑で月に3回地域を循環する形と、百楽苑で実施の予定で、それは年間の予定

でありましたし、そのほかに月1回、グループホーム岩泉で1年間通じての実施予定だったのですが、グループホームのほうは予定どおり月1回実施しているのですけれども、百楽苑のほうでなかなかその地域を巡回するのが難しくなっていたりとか、町の補助金の使い勝手が百楽苑の意図するところと、ちょっと使いにくい部分もあったりして実施がされませんで、3か月間は実施予定ということで、その分は残したのですが、そういう理由で減額にしました。

○委員長（三田地和彦君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ということは、百楽苑では予算項目上そぐわないということで、これは理解できるのですが、町とすると年間の予算的なことでの町内の認知症カフェについては、やっぱり通年型で行う必要があるというふうに私も感じるのですが、それについては来年度以降の考え方はどうですか。

○町民課長（三上久人君） 千葉室長。

○委員長（三田地和彦君） 千葉地域包括支援センター室長。

○地域包括支援センター室長（千葉宮子君） 認知症については、予防という視点もありますけれども、地域で認知症を理解して、認知症の方も家族の方も過ごしやすいような地域を目指しておりますので、グループ、こちらは実施する団体に対して運営を補助するという形も持っていきたいと思えますし、あとは包括主催でもうれいらサロン等を開催したり、あとは認知症カフェと名づけなくても、各地域での集い等で周知を図っていききたいと考えております。

○委員長（三田地和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、4項その他諸費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。4ページをお開きください。1款保険料、1項介護保険料、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2款国庫支出金、1項国庫負担金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2項国庫補助金、ありませんか。

12番。

○委員（三田地泰正君） 地域支援事業交付金についてお伺いしますが、たしか何かで見たのですが、これは国が何かしらの要件なり条件なりを示して、そしてそれに沿って積極的にこの事業に取り組んだ自治体に対しては支援金を加算してというような内容に見たのですが、これを見れば減額なのだよ、3款、4款、ほとんど減額なわけだ。ということは、町の介護事業に取り組む姿勢というか、国の要綱に沿った思いどおりの支援が何だかなされなかったのではないか、そのための減額ではないかというふうに危惧をして質問するわけですが、町としてこの介護支援事業に取り組む当初の考え方と、通して見て、何が及ばなかったのか、何が足りなかったのか、この点についてお伺いします。

○町民課長（三上久人君） 佐々木総括室長。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木総括室長、答弁。

○町民課総括室長（佐々木 章君） ご答弁申し上げます。

確かに2款2項2目は36万6,000円のマイナスですし、3款1項2目でも100万円程度の減となっておりますが、これは最終調整の減額でございまして、事業は計画どおり、予定どおり行っているところでございますので、事業を思いどおりやっていないとかではなくて、今回3月の補正で財源の最終調整をさせていただいたということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（三田地和彦君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 私は、この事業を見て、はっと思ったのだが、フィギュアスケート、例えれば。一通り基準があって、何分間の演技をするわけだが、それで失敗すればマイナスなのだ。それで、難度のあれすればプラスがつくわけだ。恐らくこの支援事業も、そういう判断で国が設けた支援事業ではないかなと思って聞くわけだ。

それで、当初から考えていた町の支援事業はやれたということですが、やったが、いわゆる加点をもらえるような中身がちょっと不足したのではないかなと思って、そこで伺うのですが、そういうことは考えられないのか。あるいはまた、今年反省を踏まえてひとつ、来年度はこの支援事業が恐らく続くと思うので、何とか増額の事業費を頂くような努力をする気があるかないか、

方向性についてお伺いします。

○委員長（三田地和彦君） 三上町民課長。

○町民課長（三上久人君） 委員ご指摘のとおりでございます。国保と同様に介護保険も3年度から、それこそインセンティブというか、努力したら、その分調整交付金等を配分するというところで、国のほうも予算を増額している状況がございますので、できるだけそういうのを獲得しながら、介護保険料の負担が増えないような取組をしていこうと考えておりましたので、よろしくお願いたします。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） それでは、3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 4款県支出金、1項県負担金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2項県補助金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 6款繰入金、1項一般会計繰入金。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） この一般会計繰入金で、低所得者保険料軽減分というのが一般会計からの繰入れになっております。これについては、国の手当ととか、県のほうからのそういう充当はないのかどうか。低所得者層は、全部町の一般会計からの繰入れなのかどうかというものの確認をお願いします。

○町民課長（三上久人君） 佐々木長寿支援室長。

○委員長（三田地和彦君） 佐々木長寿支援室長、答弁。

○長寿支援室長（佐々木 仁君） お答えいたします。

まず、手当ではございます。先ほど一般会計の補正のほうにも載ってはございましたけれども、まず割合的な部分でお話をさせていただきます。軽減の対象となった金額の全体額のうち、半分が国、そして残りの4分の1が県、つまりは残りの4分の1については町のほうで負担してという形になります。そのうちの国、県の分の合算した金額がこちらの金額というふうになります。

○委員長（三田地和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 7款繰越金、1項繰越金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） なければ、歳入の質疑を終わります。

次に、サービス勘定の歳入歳出の質疑を行います。14 ページ、歳入、15 ページ、歳出をお開きください。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

これで議案第17号の質疑を終わります。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えです。

---

◎議案第18号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

○委員長（三田地和彦君） 議案第18号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 議案第18号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年間の執行見込額に伴う所要の整理を行ったものでございます。

最初に、歳出からご説明をいたします。9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の25節で財政調整基金積立金を2億4,300万1,000円増額計上しております。このうち2億4,300万円の積立金につきましては、一般会計の補正予算の審査で説明をさせていただいたとおり、一般会計からの繰出金を原資として基金積立てを行うものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。1款2項2目水道施設費の15節工事請負費で総額4,734万円の減額計上をしてございます。記載のあります5つの工事の中で、大川簡易水道施設整備工事、安家簡易水道配水管布設工事につきましては、それぞれ県が施工しております県道改良工事、河川改修工事の進捗に応じまして減額補正となるものでございます。

次に、歳入でございます。5ページをお開き願います。1款1項1目の計量給水料で、1節現年度分の計量給水料315万1,000円を減額計上してございます。

6ページをお願いいたします。5款1項1目一般会計繰入金では、総額2億4,211万2,000円を増額計上してございます。

次に、地方債補正でございます。3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正で、4つの起債の種別につきまして補正を行いまして、補正後の限度額の総額を9,870万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、先に歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。9ページをお開きください。1款簡易水道事業費、1項総務管理費、ありませんか。

2番。

○委員（畠山和英君） 総務管理費のここに積立金があります。ここで、一般会計から2億4,300万円ほどの繰入れをして、これを積立てということであります。まず、現在のこれ積み立てて、基金はお幾らになるのでしょうか、お願いします。

○委員長（三田地和彦君） 三上上下水道課長、答弁。

○上下水道課長（三上訓一君） お答えいたします。

今年度末の基金残高 4,000 万円見込んでおりますので、合計とすれば 2 億 8,300 万円ほどの基金残高を見込んでおります。

○委員長（三田地和彦君） 2 番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 今回この場で 2 億 3,000 万円を一般会計から繰入れしてやるわけですが、企業会計に伴ってのことかと思えます。そうしますと、これを繰入れして基金に積んでやるという、この理由というか、運営上の内容、ちょっと詳しく説明していただければと思います。

○委員長（三田地和彦君） 三上上下水道課長、答弁。

○上下水道課長（三上訓一君） 今回積立金として 2 億 4,300 万円の計上をお願いしておるわけですが、この主な理由は令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間の水道事業の財源不足相当額をこの基金に計上し、来年度からの 3 年間で不足額を単年度ごとに補填していきたいという考え方でございます。

この不足額の主な要因になりますけれども、こちらにつきましては各年度ともこれまでの起債借入れに対します起債償還が不足するということが大きな原因となります。これまで町では、交付金等を活用し、施設整備のほうを進めてきたところでございますけれども、その償還がそれぞれ始まっておるといふ現状、そしてこれまでも高水準の償還は進めておりましたけれども、来年度がそのピークに当たるということで、この償還が一定期間続くということで、単年度での収支が伴わない今の水道事業の状況ということで、来年度水道事業に移行するということで、新たな計上科目として減価償却費等が計上はされますけれども、理由としてはこれではなくて、これまで資金投資した分の償還財源不足ということで、当然来年度以降、収支を見ながら経営していくに当たって、まずこの資金不足をクリアしなければならないということで、今回町としては 3 年間の持ち財源を確保した上で、基本的な水道事業を経営して、今後それぞれ経費削減に努めながら、水道事業の安定供給に努めていきたいという考え方で、今回 3 年間の積立金をお願いしたところでございます。

○委員長（三田地和彦君） 2 番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 今ご説明ですと、来年度の企業会計に移行するに当たってということであります。財源不足、資金不足ということですが、そうしますと要はキャッシュフローというか、

お金がないと経営、運営をできないということなのでしょうか。

○委員長（三田地和彦君） 三上上下水道課長、答弁。

○上下水道課長（三上訓一君） 来年度から水道事業が単体の企業体ということで、町長部局からは離れることとなりますけれども、経営のほうも別に単体で進めていくということで、資金計画、収支管理のほうも水道事業は一本で進めていかなければならないという状況になります。ですので、例えば工事を行うにしても前金等生じた場合、水道事業の通帳に原資がなければ工事も発注できない、そして支払いもできないという実態もありますので、今ご指摘のあったキャッシュ、こちらが水道事業になれば1年間の安定した経営はできないと。特にも9月、3月が償還財源の時期になるわけですが、そちらが一番大きな財源の必要な時期かなとは思うのですが、水道事業については水道料金と基準内の繰入れ、こちらで運営していく形になりますので、その資金が上期一本で入ってくるわけではなくて、一定の毎月の資金収入になりますので、やはりキャッシュフローというのは今後事業を進めていく中では、これまでなかった視点での運営というのは伴ってくるのかなというふうに考えております。

○委員長（三田地和彦君） 2番。

○委員（島山和英君） そうはいつでも水道も大事ですし、住民の生活上必要です。水道がなくなったら困りますが、今度企業会計に行って、こういう一般会計から2億4,000万円の額が出ると、それで一般会計も、またこれも決していっぱいあるわけでもないかと思います。これは、毎年これから予定あるのですか。毎年というか、何年か後にというか。先のことでありますけれども、毎年あるのならこれも大変かなと思います。それについてお答えしていただければと思います。

○委員長（三田地和彦君） 三上上下水道課長、答弁。

○上下水道課長（三上訓一君） お答えいたします。

今回計上しておるものは、あくまでも令和2年度から4年度までの不足財源見込相当額ということですので、今回お認めいただければ4年度まで運営上不足は生じてこないというふうに考えておりますし、我々運営する側としても、例えば電気料金等の維持費であっても、できるだけ安く済む経営に努めていって、その幅を、できるだけ不足する額を少なくしていって、この3年間で少しでも、数か月でも延ばせる運営にしていきたいなと思っておりますので、今回お認めいただければ来年度、再来年度での計上というのはないというふうに考えていただきたいと思います。

○委員長（三田地和彦君） 番号をしゃべって手を挙げてください。

2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 最後をお願いします。今までも繰入れをやっていたわけですが、それは企業会計に関しても繰入れは出るのでしょうか、これ以外の。

○委員長（三田地和彦君） 三上上下水道課長、答弁。

○上下水道課長（三上訓一君） 繰入れの基準がそれぞれございまして、例えば起債借入れした場合、過疎債、辺地債、あとは簡易水道事業債のほうを借入れしておりました。これの分の償還が来年度以降も、水道事業に移行してもこの償還は続くわけですが、これまで借入れした部分について、その基準内で繰入れいただけることとなりますので、令和2年度以降についても、名称は補助金という形にはなりますが、会計からの補助金扱いで基準内繰入れ分を水道事業のほうに充当させて事業を運営していくということとなります。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2項事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3款公債費、1項公債費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。5ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2款分担金及び負担金、1項負担金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3款国庫支出金、1項国庫補助金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 4款財産収入、1項財産運用収入、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2項財産売払収入、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2 項基金繰入金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 7 款諸収入、1 項雑入、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 8 款町債、1 項町債、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） なければ、歳入の質疑を終わります。

次に、第 2 表、地方債補正に入ります。3 ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

これで第 2 表、地方債補正を終わります。

これで議案第 18 号の質疑を終わります。

これから議案第 18 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第 19 号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 5 号）

○委員長（三田地和彦君） 議案第 19 号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 5 号）

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を行います。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第 19 号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、年間の執行見込みに伴う所要の整理を行ったところでございます。

歳出でございます。4 ページをお願いいたします。1 款 1 項総務管理費、1 目一般管理費では総額 30 万 5,000 円の増額、2 目龍泉洞管理費では総額 124 万 5,000 円の減額計上をさせていただきます。

次に、歳入でございます。3 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目の施設観覧料では 876 万 7,000 円の増額をございまして、これに伴いまして 4 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金で 971 万 2,000 円の減額計上をしているところでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出一括、次に歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出一括、次に歳入一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。4 ページをお開きください。質疑ありませんか。

4 番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） 今回冬のイベントを企画されたようですけれども、これによる入場者の増は図られたのかをお伺いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 三上所長からお願いします。

○委員長（三田地和彦君） 三上所長、どうぞ。

○龍泉洞事務所長（三上 薫君） お答えいたします。

まずは、2 月 15 日開催いたしました龍泉洞きさらぎまつりでございますが、この日の入洞者数は 285 人、前年同時期、昨年度は 16 日が 2 月の第 3 土曜日でございましたが、この日の入洞者数は 100 人ということで、185%、85 人の増ということで、一定の効果があったものと思っております。

2 月の入洞者数でございますが、現状としまして 24 日までで 19 万 3,013 人、2 月 24 日現在の

観光客数は19万3,013人ということで、前年比114.3%でございます。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 4番。

○委員（八重樫龍介君） 効果がすごくあったというところですけども、先ほども話題になっておりましたコロナの影響ですけども、少なからずあると思っております。それで、水際対策は無理だと思いますが、龍泉洞の観光客に対する本町の対応はどのようにお考えか、お伺いします。

○委員長（三田地和彦君） 三上所長、答弁。

○龍泉洞事務所長（三上 薫君） お答えいたします。

まず、龍泉洞事務所での対応でございますが、1月30日、トイレの個室、身障者用及び男女トイレ全て点検いたしまして、アルコール消毒液の設置、あとは手洗い用の石けんの点検、そしてお客様の要望により、もし配付することがあればということでマスクの購入をしております。

また、従業員につきましては、マスクを着用させていただくことがあるということで周知の張り紙をしております。

あとは、先日、2月15日に町広報と一緒に配布されました正しい手洗いの方法、あちらのほうを啓蒙用といたしまして、A3に拡大したものを各トイレ、廊下等に張り出してございます。

○委員長（三田地和彦君） 4番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） やはり本町は龍泉洞でもっていると言っても過言ではないと思っておりますので、万が一スタッフが罹患したとなると、これはもう命取りといいますか、取り返しのつかないことになると思っておりますので、スタッフの防御、罹患しないようにする手だては万全を期していただきたいと思っておりますが、その辺は今後もっと強化するのか、今のままで大丈夫と思っているのか、そこを最後にお伺いします。

○委員長（三田地和彦君） 三上所長、どうぞ。

○龍泉洞事務所長（三上 薫君） お答えいたします。

まず、スタッフの健康管理につきましては、そのとおり手洗いとうがい、そしてアルコール消毒の徹底については、売店含め全てにお願いをしているところでございます。また、免疫力の低下により罹患の可能性が高くなるということでございますので、まずそこは各個人に十分な休養と、あとは栄養ですか、そういったところをお願いしております。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） まず、日頃龍泉洞の観光客の誘致活動につきまして、関係者の努力を評価したいと思うのですが、ただ私は龍泉洞、当初から観光地として栄えるに当たって、できるだけ洞内を自然の形ということで、あまり光も入れない状態で、長年あの穴を観光地としてきたわけですが、近年は何となく光を、様々な人工的な光を洞内で使うようになったのです。これが私は龍泉洞内の生態系に影響が出なければいかなというような心配をしているのですが、中に照明を入れたことに対して、何か専門家から生態系の変化等々についての調査といたしますか、私はそういう必要性があるかと思うのですが、やられたことがあるのか、これから考えているのかお伺いします。

○委員長（三田地和彦君） 三上所長、答弁。

○龍泉洞事務所長（三上 薫君） お答えいたします。

洞内の照明につきましては、まず現状LEDでの照明を利用しまして、できる限り生態系への影響を少なくということではやっておりますが、まずこの問題につきましては日本観光鍾乳洞協会加盟の8団体につきましてもはっきりとした答えがないということで、情報交換しながら取り組んでいるところでございます。

龍泉洞につきましては、日本洞穴学研究所の研究員の先生が地底湖に繁茂する藻につきましての調査を去年、おとしと実施しております。来年につきましても、延長して調査をするということですので、こちらの調査完了の暁にはもちろん町のほうへもその結果をお示しいただけると思っておりますので、またそちらにつきましても観光鍾乳洞協会の皆様と情報を交換しながら、生態系の維持に取り組んでまいります。

○委員長（三田地和彦君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 私のほうも先ほどのコロナウイルスに関連しますが、報道を見ていると観光バスの運転手さんとか添乗員さん等がそのまま感染して広がるというケースもあるようですが、龍泉洞も、特に観光バスで遠方からおいでになる方もありがたいことにはいると思うのですが、そこら辺についての情報については、規制をかけていくのかどうか分かりませんが、その対応についてお伺いします。

○委員長（三田地和彦君） 三上所長、答弁。

○龍泉洞事務所長（三上 薫君） お答えいたします。

先ほどの委員のご質問につきましては、まず私たちも観光でわざわざ遠くから来てくださる方に対し、申し訳ないのですが、確かに若干懸念しているところではございます。ただし、龍泉洞の窓口は直接対面ではなく、まず1枚、ガラス戸と申しますか、そういったものがございまして、窓口につきましては一定の距離を持って対応できるものと考えてございます。

改札及び私ども職員につきましては、至近距離でお話することもあると思いますので、そういった際には現状の世情をまず考慮いただきまして、マスクでの対応の失礼を許していただく、あとは手洗い、うがいということで対応してまいりたいと考えております。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） なければ、歳出を終わります。

歳入に入ります。3ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） なしと認めます。

歳入を終わります。

これで議案第19号の質疑を終わります。

これから議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第20号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○委員長（三田地和彦君） 議案第20号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 議案第20号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、年間の執行見込みに伴う所要の整理を行ったものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。5ページをお開き願います。1款1項2目施設管理費の13節で汚泥運搬委託料を419万4,000円増額計上させていただいております。

次に、6ページをお願いいたします。2款1項1目公共下水道施設災害復旧費、15節の公共下水道施設災害復旧工事を400万円皆減してございます。これは、県の河川改修工事の進捗に伴いまして、今年度の実施を見送ったことによるものでございます。

以上で歳出を終わらせていただきまして、歳入でございます。3ページをお開き願います。2款1項1目下水道受益者負担金におきまして168万9,000円増額計上してございます。

同じページの中段、3款1項1目では、公共下水道事業費国庫負担金400万円を皆減してございます。これは、先ほどの県の災害復旧関係でございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、さきに歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに審査することに決しました。

これから歳出の質疑を行います。5ページをお開きください。1款公共下水道事業費、1項総務管理費、ありませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 1点、ここの2目13節委託料で公共下水道の管路の巡視が皆減になっていきます。毎年これは必要なものと思いますが、皆減の理由をお願いします。

○上下水道課長（三上訓一君） 日吉総括。

○委員長（三田地和彦君） 日吉総括、答弁。

○上下水道課総括室長（日吉 理君） この公共下水道管路巡視点検業務ですけれども、今年度予

定したのはマンホールポンプの吐き出し、要は吐出側のマンホールの2か所を点検するという内容でございます。これは下水道法で定められておりまして、硫化水素等が発生をして劣化しやすいようなマンホールだよということで、これが箇所づけされたところが2か所ありまして、それを調査するという予定だったのですけれども、何分額面で27万7,000円ということで、県内で手がけられる業者は何社かあるのですが、そちらが請け負っていただけなかったということで、それで皆減をいたしました。これにつきましては、昨年度も同様の調査をしております、それに準じたような形で職員自ら点検に行って成果品を手がけたという内容になりましたので、皆減という内容になります。

以上です。

○委員長（三田地和彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2項事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 2款災害復旧費、1項公共下水道施設災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。3ページをお開きください。2款分担金及び負担金、1項負担金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 3款国庫支出金、1項国庫負担金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 4款繰入金、1項一般会計繰入金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 6款諸収入、2項雑入、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） なければ、歳入の質疑を終わります。

これで議案第20号の質疑を終わります。

これから議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第 21 号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○委員長（三田地和彦君） 議案第 21 号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案者の提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 議案第 21 号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）について説明をさせていただきます。

今回の補正につきましても、年間の執行見込みに伴う所要の整理を行ったものでございます。

歳出からご説明をさせていただきます。一番後ろのページをお願いいたします。4 ページでございます。1 款 1 項 2 目の財産管理及び造成費におきまして、立木伐採売払交付金 31 万 4,000 円を皆減してございます。これは、本年度区有林の立木の売払いがなかったことから、当該交付金につきましても皆減するものでございます。

次に、歳入でございます。前に戻っていただきまして、3 ページをお願いいたします。3 ページの 1 款 2 項 1 目の財産売払収入におきまして、立木売払収入 156 万 7,000 円を皆減してございます。

同じページの中段でございますけれども、2 款 1 項 1 目の繰入金におきまして、財産売払収入がなかったことから、財政調整基金繰入金 123 万 5,000 円を増額し、調整をしてございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

お諮りします。歳入歳出一括で審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認め、したがって歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。3ページ、歳入、4ページ、歳出をお開きください。歳入歳出の質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） なければ、議案第21号の質疑を終わります。

これから議案第21号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第21号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地和彦君） 異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり決定すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（三田地和彦君） 以上で条例補正予算等審査特別委員会を閉会します。

（午前11時16分）



岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和2年第1回岩泉町議会定例会  
条例補正予算等審査特別委員会委員長

三 田 地 和 彦

---